

令和 8 年度 放課後児童対策、こども・子育て 支援関連予算案の概要

令和 8 年 1 月
成育局成育環境課

<放課後児童対策・こども・子育て支援関連予算案の主な内容>

	令和7年度当初予算額		令和8年度当初予算案	【令和7年度補正予算額】
① 放課後児童クラブの受け皿整備の推進等	2,615億円の内数	→	2,755億円の内数	【36億円の内数】

- ・ 人事院勧告等を踏まえた、放課後児童支援員等の人件費単価の引き上げ
- ・ 運営費における一時的な登録児童数区分の弾力化
- ・ キャリアアップ処遇改善加算に新たな区分を設定
- ・ 待機児童の解消を図るため、施設整備費に係る国庫補助率の嵩上げの継続
- ・ 待機児童の発生している自治体の提案による職員確保のための先駆的な取組等への支援
- ・ 業務のICT化や翻訳機の導入を推進し、職員の業務負担軽減等を図る

当初予算案の一部について、事業主拠出金を充当

【令和7年度補正予算】

- ・ 企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業
- ・ 児童館等を活用した地域課題解決モデル事業
- ・ 放課後児童クラブ利用手続き等に関わるDX推進実証事業
- ・ 放課後児童支援員の確保に係る認定資格研修推進事業
- ・ 放課後児童クラブ整備促進事業
- ・ 放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等への支援（※）
- ・ 地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業（※）

（※） 「放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等への支援」及び「地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業」は、対象に放課後児童クラブ以外も含まれるため「③地域のこども・子育て支援の推進」に再掲

	令和7年度当初予算額		令和8年度当初予算案
② 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援の着実な実施	838億円	→	798億円

- ・ 妊婦のための支援給付交付金による経済的支援
- ・ 妊婦のための支援給付事業費補助金により事務費を支援
- ・ 妊婦等包括相談支援事業による伴走型相談支援（※）

（※） 妊婦等包括相談支援事業は、利用者支援事業の1類型として補助するため「③地域のこども・子育て支援の推進」に予算額を計上。

<放課後児童対策・こども・子育て支援関連予算案の主な内容（続き）>

③ 地域のこども・子育て支援の推進

令和7年度当初予算額	→	令和8年度当初予算案	【令和7年度補正予算額】
2,013億円の内数		2,163億円の内数	【12億円の内数】

- 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業等による地域における子育て支援の推進
- 子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の着実な実施
- 物価高騰等を踏まえた補助単価見直し

※利用者支援事業及び地域子育て支援拠点事業については、子ども・子育て支援交付金の他、重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）でも実施

【令和7年度補正予算】

- 子育て短期支援事業の機能強化を図るためのモデル事業の実施
- 「放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等への支援」「地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業」（再掲）

④ こどもの居場所づくりの推進

8.8億円	→	6.6億円	【5.1億円】
-------	---	-------	---------

- 地方自治体における、こどもの居場所づくりコーディネーター配置等の支援

【令和7年度補正予算】

- 地方自治体におけるこどもの居場所づくりの実態調査・把握や広報啓発活動の支援
- NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業の継続
- 地域におけるこどもの諸問題に対応するべく、今後の児童館の活動を開発し、普及することを目的としたモデル事業の実施

⑤ こどもホスピスの支援

—	→	—	【3.2億円】
---	---	---	---------

※速やかにこどもホスピス支援の取組を推進するため、令和7年度補正予算で前倒しして実施

【令和7年度補正予算】

- こどもホスピスの全国普及に向けた取組の推進

⑥ 児童手当

2兆1,666億円	→	2兆973億円	【—億円】
-----------	---	---------	-------

当初予算案の一部について、事業主拠出金を充当

- 「こども未来戦略」に基づく、児童手当の抜本的拡充（①所得制限の撤廃、②高校生年代までの支給期間の延長、③多子加算について第3子以降3万円等）

<放課後児童対策・こども・子育て支援関連予算案の主な内容（続き）>

令和7年度当初予算額

令和8年度当初予算案

【令和7年度補正予算額】

⑦ 物価高対応子育て応援手当

—

→

—

【3,677億円】

※ 物価高の影響を強く受けている子育て世帯に対し、迅速な支援を行うため、令和7年度補正にて実施

【令和7年度補正予算】

- ・ 物価高の影響を強く受けている子育て世帯に対し、こども1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給する。

1 放課後児童クラブの受け皿整備の推進等

2, 615億円の内数 → 2, 755億円の内数 【36億円の内数】

①放課後児童健全育成事業（運営費（子ども・子育て支援交付金））【運用改善】

2, 013億円の内数 → 2, 163億円の内数（+151億円の内数）

（当初予算案の一部について、事業主拠出金を充当）

- 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学しているこどもに対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とした放課後児童クラブの運営費を補助する。
- 人事院勧告や最低賃金の動向を踏まえ、放課後児童支援員等の人件費単価の引き上げを行う。
- 一定の要件を満たしている場合に限り、45人を超えた児童を受け入れた場合であっても、**登録児童区分36～45人を維持できるように**する。
- 放課後児童支援員についてのキャリアアップ処遇改善について、**新たに3年目の区分を設ける。**

【実施主体】 市町村 ※市町村が適切と認めた者に委託可
 【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市町村：1／3

【拡充内容に係る補助基準額案等】

●運営費における一時的な登録児童数区分の弾力化

【要件（案）】

- ア 市町村において待機児童が生じていること
- イ 適正規模（36～45人）に戻す計画（見込み）があり一時的な対応であること
- ウ 場所や人材の確保が困難なことにより、支援の単位の分割が困難であること
- エ 追加の児童1人当たりの専用区画面積に十分な余裕がること
- オ 放課後児童支援員又は補助員を基準に加えて1名追加配置する
 ※追加の児童数には上限あり
 ※1事業所が1回に限り1支援単位のみ申請可能とする。

●キャリアアップ処遇改善加算に新たな区分を設定

【補助基準額（案）】

- 1年目（放課後児童支援員を配置した場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・131,000円
- 3年目（概ね経験年数3年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者）・・・・・・・・・・198,000円（新設）**
- 5年目（概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者）・・・・・・・・・・263,000円
- 10年目（概ね10年以上の放課後児童支援員で、事務所長（マネジメント）的立場にある者）・・・・・・・・・・394,000円
- ※1支援あたりの上限額：919,000円

②子ども・子育て支援施設整備交付金（放課後児童クラブの整備費）【**拡充**】 91億円の内数 → 67億円の内数（▲23億円の内数）

（事業主拠出金を充当）

- 市町村の整備計画（市町村こども計画等）に基づく放課後児童クラブの施設整備等に要する経費の一部を補助する。
- 「こども未来戦略」「放課後児童対策パッケージ2026」を踏まえ、文部科学省とも連携しつつ、受け皿の拡大を着実に進め、待機児童の解消を図るため、**施設整備費の国庫補助率の嵩上げを継続**する。

【設置主体】 市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

【補助割合】

公立の場合：国：1／3、都道府県1／3、市町村1／3

民立の場合：国：2／9、都道府県2／9、市町村2／9、社会福祉法人等1／3

＜放課後児童クラブの待機児童が発生している場合の嵩上げ措置＞【**令和8年度も継続**】

公立の場合：国：2／3、都道府県1／6、市町村1／6（※）

民立の場合：国：1／2、都道府県1／8、市町村1／8、社会福祉法人等1／4

（※）嵩上げ対象となるのは、財政力指数1未満の自治体又は原則の補助率で算出した国庫補助額が1億円を超えない自治体

【令和7年度補正予算】

放課後児童クラブの受け皿整備の促進 8.3億円

- ・ 放課後児童クラブの待機児童が発生している市町村等における施設整備費の自治体負担分に対し、国が財政支援することにより、放課後児童クラブの整備を更に加速させる。

③放課後児童クラブ待機児童対策実証等事業（こども政策推進事業費補助金）【**新規**】 — → 0.7億円（+0.7億円）

- 放課後児童クラブの待機児童の解消を図るため、待機児童が生じている都道府県・市町村が実施、提案する、放課後児童クラブに勤務する職員を確保するための先駆的な取組や民間事業者による放課後児童健全育成事業への参入を促進する事業の実施等に係る経費を補助する。

【実施主体】 都道府県、市町村（都道府県：待機児童数300人以上、市町村：待機児童数100人以上）

【補助割合】 定額（10/10）

【補助単価案（年額）】 都道府県：10,000千円、市町村：3,000千円

④放課後居場所緊急対策事業（保育対策総合支援事業費補助金） 464億円の内数 → 463億円の内数（▲1億円の内数）

➤ 放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず利用できない児童の受け皿や多様な居場所を確保する観点から、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館・公民館、小学校等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りを行い、放課後のこどもの居場所を提供する事業を実施する。

- 【実施主体】 市町村 ※市町村が適切と認めた者に委託可
- 【補助割合】 国：1／3、都道府県1／3、市町村1／3
- 【補助基準額案】
 - ①運営費・・・・・・・・・・・・・・・・ 1か所当たり 1,161千円（年額）
 - ②環境整備のための設備費等・・・・ 1か所当たり 500千円（年額）

⑤小規模多機能・放課後児童支援事業（保育対策総合支援事業費補助金） 464億円の内数 → 463億円の内数（▲1億円の内数）

➤ 地域の実情に応じた放課後のこどもの居場所を確保するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた多機能の放課後児童支援を行う事業を実施する。

- 【実施主体】 市町村 ※市町村が適切と認めた者に委託可
- 【補助割合】 国：1／3、都道府県1／3、市町村1／3
- 【補助基準額案】
 - ①運営費・・・・・・・・・・・・・・・・ 1か所当たり 1,161千円（年額）
 （※）市町村が独自に実施する子育て支援事業及び乳幼児の預かり事業を実施した場合 2,416千円
 - ②放課後児童支援員を配置した場合の加算・・・・ 1か所当たり 905千円（年額）
 - ③環境整備のための設備費等・・・・・・・・ 1か所当たり 2,000千円（年額）

⑥放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置（保育対策総合支援事業費補助金） 464億円の内数 → 463億円の内数（▲1億円の内数）

若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業の中で実施

➤ 放課後児童クラブにおいて、こどもの安全の確保を図り、また、こどもの主体的な活動を尊重し、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

- 【実施主体】 市町村（又は都道府県） ※実施主体が適切と認めた者に委託可
- 【補助割合】 国：1／2、市町村（又は都道府県）：1／2
- 【補助基準額案】 1自治体当たり 4,064千円（年額）

⑦放課後児童クラブの人材確保支援（保育対策総合支援事業費補助金） 464億円の内数 → 463億円の内数（▲1億円の内数）
保育士・保育所支援センター設置運営事業、保育人材等就職・交流支援事業の中で実施

- 放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、保育士・保育所支援センターにおいて、放課後児童支援員も人材確保支援の対象とした際の追加費用（人件費、事務諸費）を加算により補助する。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市 ※実施主体が適切と認めた者に委託可

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市：1／2

【補助基準額（加算）案】 1自治体当たり 1,377千円（年額）

⑧放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業（子ども・子育て支援交付金）2,013億円の内数 → 2,163億円の内数
(+151億円の内数)

- 放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費、通訳サービス等の使用に必要な経費を補助し、利用環境を整備し、職員の業務負担の軽減を図る。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市 ※実施主体が適切と認めた者に委託可

【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市町村：1／3

【補助基準額（加算）案】

- ・業務のICT化等を行うためのシステム導入・・・1か所当たり 500,000円
- ・翻訳機等の購入・・・・・・・・・・・・・・・・・・1か所当たり 150,000円

⑨放課後児童クラブ待機児童対策等

【令和7年度補正予算】

○子ども・子育て支援交付金

地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業 11億円

- ・ 物価上昇といった厳しい環境の中でも安定的な事業運営を継続して提供できるよう支援を行う。

○こども政策推進事業委託費

放課後児童支援員の確保に係る認定資格研修推進事業 0.1億円

- ・ 待機児童が50人以上生じている市町村において、現在、待機となっている児童等に対して、開所日数や開所時間等が放課後児童クラブと同程度の預かり支援を行う事業の検討や実証等に係る経費を補助し、待機児童の解消を図る。

○こども政策推進事業費補助金

放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援 0.6億円

- ・ すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現に向け、放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援を行い、性被害防止のための対策とする。

児童館を活用した地域課題解決モデル事業 5.1億円の内数

- ・ すべてのこどもが利用できる児童館の特性を活かし、現行の「児童館ガイドライン」に示された内容を超え、今後期待される活動に取り組む自治体に対して補助する。※こどもの居場所づくり支援体制強化事業で実施

○子ども・子育て支援事業費補助金

放課後児童クラブにおける利用手続き等に関わるDXの推進 0.5億円

- ・ 放課後児童クラブDXを推進するためのコンソーシアム（構成員：市町村、放課後児童クラブ運営法人・事業所、開発ベンダー等）を設置する市町村に対して、実証に係る経費を補助する。

企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業 10億円

- ・ 小学生の放課後の預かり機能の多様化を図るため、企業等民間の創意工夫を活かした預かりの場や、職域や地域に密着した小学生の居場所を構築するための環境整備に係る実証的な取組を行う民間団体や自治体に対して、経費を補助する。

② 妊娠時から出産・子育てまで一貫した 伴走型相談支援と経済的支援の着実な実施

令和7年度当初予算額 838億円 → 令和8年度当初予算案 798億円 【令和7年度補正予算額】
【 - 億円】

※利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）は、13事業の一部のため上記計数には含まれない

①妊婦のための支援給付交付金 816億円 → 775億円（▲41億円）

- 妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業と効果的に組み合わせ、妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施する。

【実施主体】 市町村（特別区を含む）
【補助割合】 国：10/10
【給付内容】
＜支給対象者＞
妊婦給付認定者（日本国内に住所を有する妊婦）
＜支給額＞
5万円＋妊娠しているこどもの人数×5万円

②妊婦のための支援給付事業費補助金 22億円 → 24億円（＋2億円）

- 子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を実施するために必要な体制整備を行い円滑な給付や運用の効率化を図る。妊婦のための支援給付は現金での支給としている。その上で、希望者が支給された給付金をクーポン等で受け取ることを可能としているため、現金と併用してクーポン等での支給を実施する市町村が、現金又はクーポン等で支給するための必要な経費を補助する。また、2重給付の防止のため支給状況及び面談実施状況を自治体間で情報連携するためのシステム改修費を補助する。

【実施主体】 都道府県・市町村（特別区を含む） ※都道府県は①のみ対象
【実施内容】 ①クーポン等の支給に係る委託経費
②妊婦のための支援給付のための事務費
③自治体間情報連携に係るシステム改修費
【補助割合】 ①国 10/10
②国 1/2・都道府県 1/4・市町村 1/4
③国 2/3・市町村 1/3
※2/3の国庫補助率の対象は、財政力指数1未満の自治体とし、その他の自治体は国庫補助率を1/2とする。
【補助基準額案】 こども家庭庁長官が必要と認めた額

② 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援の着実な実施

③利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型） 2, 0 1 3 億円の内数 → 2, 1 6 3 億円の内数（+ 1 5 1 億円）

（※）子ども・子育て支援交付金の他、重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）でも実施

（子ども・子育て支援交付金+重層的支援体制整備事業交付金 2, 2 1 9 億円の内数 → 2, 4 5 3 億円の内数（+ 2 3 4 億円の内数））

- 児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業として、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。併せて、妊婦等包括相談支援事業を子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として実施する。
- 市町村が実施する妊婦等包括相談支援事業に対する財政的支援を行うため、同事業を利用者支援事業の妊婦等包括相談支援事業型とし、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うなどにより、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。

【実施主体】 市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託可

【対象経費】 面談等の実施に必要な経費

【補助割合】 国 1/2・都道府県 1/4・市町村 1/4

【補助基準額案】 こども家庭センター1か所あたり妊娠届出受理数

①700件以上 : 17,293千円

②200件以上700件未満 : 10,847千円

③200件未満 : 9,092千円

※こども家庭センター1か所あたりとは、旧子育て世代包括支援センターの母子保健機能の窓口の数。

また、こども家庭センターを設置していない自治体は、1自治体あたり1か所とする。

※妊娠届出数は転入した妊婦からの妊娠している届出等も含む。

3 地域のこども・子育て支援の推進

令和7年度当初予算額 令和8年度当初予算案 令和7年度補正予算額
2,013億円の内数 → 2,163億円の内数 【12億円の内数】

①-1 利用者支援事業<基本型> (子ども・子育て支援交付金) 2,013億円の内数 → 2,163億円の内数 (+151億円)

(※) 子ども・子育て支援交付金の他、重層的支援体制整備事業交付金(厚生労働省)でも実施
(子ども・子育て支援交付金+重層的支援体制整備事業交付金 2,219億円の内数 → 2,453億円の内数 (+234億円の内数))

- ▶ 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。
- ▶ 住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関を着実に実施する。

【実施主体】 市町村(特別区を含む) ※市町村が適切と認めた者に委託可

【補助割合】 国: 2/3 (※)、都道府県: 1/6、市町村: 1/6

※2/3の国庫補助率の対象は、財政力指数1未満の自治体又は原則の補助率で算出した本事業の国庫補助額が1億円を超えない自治体とし、その他の自治体は、国庫補助率を1/2とする

【補助基準額案】

①基本事業

基本Ⅰ型 : 8,508千円(年額) 基本Ⅱ型 : 2,569千円(年額) 基本Ⅲ型 : 325千円(年額)

②加算事業

夜間加算	1か所当たり	1,646千円(年額)
休日加算	1か所当たり	886千円(年額)
出張相談支援加算	1か所当たり	1,047千円(年額)
機能強化取組加算	1か所当たり	2,194千円(年額)
多言語対応加算	1か所当たり	805千円(年額)
特別支援対応加算	1か所当たり	878千円(年額)
多機能型加算	1か所当たり	3,402千円(年額)
こども家庭センター連携等加算	1か所当たり	325千円(年額)

③開設準備経費 1か所当たり 4,000千円(年額)

※②、③について、基本Ⅲ型は対象外

①-2 利用者支援事業<妊婦等包括相談支援事業型> (子ども・子育て支援交付金) <再掲 P10>

②地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援交付金） 2, 013億円の内数 → 2, 163億円の内数（+151億円）

（※）子ども・子育て支援交付金の他、重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）でも実施
 （子ども・子育て支援交付金+重層的支援体制整備事業交付金 2, 219億円の内数 → 2, 453億円の内数（+234億円の内数））

- 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供することにより、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援する。

【実施主体】 市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託可

【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市町村：1／3

【補助基準額案】

①基本事業（※）開設日数、勤務形態により単価が異なる

＜一般型＞ 1か所当たり 9,636千円（年額）（5日型、常勤職員を配置の場合） <連携型> 1か所当たり 3,449千円（年額）（5～7日型の場合）

②加算事業（※）出張ひろば等の実施により単価が異なる

・子育て支援活動の展開を図る取組（一時預かり等）	1か所当たり	3,782千円（年額）	・特別支援対応加算	1か所当たり	1,184千円（年額）
・地域支援加算	1か所当たり	1,714千円（年額）	・賃借料補助加算	1か所当たり	2,800千円（年額）
・育児参加促進講習休日実施加算	1か所当たり	464千円（年額）			※週5日以上かつ1日6時間以上開所している事業所を対象とする。

③開設準備経費

（1）改修費等 4,000千円 （2）礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

③子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（子ども・子育て支援交付金） 2, 013億円の内数 → 2, 163億円の内数（+151億円）

- 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う。

【実施主体】 市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託可

【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市町村：1／3

【補助基準額案】

①基本事業

・基本分	1市町村当たり	2,000千円（年額）	（会員数100～299人の場合、会員数に応じて段階的に設定）
・土日実施加算	1市町村当たり	1,800千円（年額）	

②病児・緊急対応強化事業 1市町村当たり 1,800千円（年額）（預かり等の利用件数 ～59件の場合、利用件数に応じて段階的に設定）

③預かり手増加のための取組加算

（1）	1市町村当たり	1,200千円（年額）	（出張登録会や無料託児付き説明会の開催、SNS等を活用した周知・広報などの取組を行う場合に加算）
（2）	1市町村当たり	500千円（年額）	（提供会員数19人以下で前年度より2人以上増加の場合、提供会員の増加数等に応じて段階的に設定）

④提供会員の定着促進加算 500千円（年額）

⑤ひとり親家庭等の利用支援 500千円（年額）

⑥地域子育て支援拠点等との連携 1,500千円（年額）

⑦性被害防止対策加算 580千円（年額）（性被害防止対策に資する取組として講習・広報啓発等を実施した場合の加算）

⑧開設準備経費 （1）改修費等 1市町村当たり 4,000千円（年額） （2）礼金及び賃借料（開設前月分） 1市町村当たり 600千円（年額）

④子育て短期支援事業（子ども・子育て支援交付金）

2, 0 1 3 億円の内数 →

2, 1 6 3 億円の内数（+1 5 1 億円）

- 保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらのこども及びその家庭の福祉の向上を図る。物価高騰等の直近の動向を踏まえ、単価の見直しを行う。

【実施主体】 市町村 ※市町村が適切と認めた者に委託可

【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市町村：1／3

【補助基準額案】

①運営費

(1)短期入所生活援助（ショートステイ）事業

- ・ 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 10,700円（4,200円）
- ・ 2歳以上児 年間延べ日数 × 5,540円（2,100円）
- ・ 緊急一時保護の親等 年間延べ日数 × 1,500円（600円）
- ・ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施
実施日数×2,000円

(2)夜間養護等（トワイライトステイ）事業

- ・ 夜間養護事業
 - 基本分 年間延べ日数 × 1,360円（400円）
 - 宿泊分 年間延べ日数 × 1,360円（400円）
- ・ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,510円（1,000円）
- ・ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施
実施日数×2,000円

※（ ）は、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合や、養育環境等に課題があり一時的に保護者と離れることを希望する児童の利用料を免除する場合に補助単価に加算する額

(3)専従人員配置支援 1か所当たり 7,281千円

②開設準備経費 1か所当たり 4,000千円

【令和7年度補正予算】

○こども政策推進事業費補助金

子育て短期支援事業機能強化モデル事業 0.5億円

- ・ 子育て短期支援事業については新たな施設や里親等での受皿の確保、多様な児童が利用できるような受け皿の拡充が求められている。これらの取組を推進するため、モデル事業を実践し、アウトプット評価の実施を行い、取組事例として横展開を行うことで、子育て短期支援事業の機能強化を図る。

⑦親子関係形成支援事業（子ども・子育て支援交付金） 2,013億円の内数 → 2,163億円の内数（+151億円の内数）

- ▶ 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う。

【実施主体】 市町村 ※市町村が適切と認めた者に委託可

【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市町村：1／3

【補助基準額案】

○基本分 1講座（4回分） 93,120円（※）

（※）講座内の実施回数が増える場合、23,280円ずつ加算（実施回数が10回を超える場合は、以降同額）

○親子関係形成支援プログラム資格習得支援 1市町村当たり 100,000円

○利用者負担軽減加算（1人当たり）

①生活保護世帯・・・・・・・・・・・・・・・・ 1回当たり 2,330円

②市町村民税非課税世帯・・・・・・・・・・・・ 1回当たり 1,860円

③市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯・・ 1回当たり 1,400円

⑧地域のこども・子育て支援等

【令和7年度補正予算】

○子ども・子育て支援交付金

地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業 11億円（再掲 P.8）

- ・ 物価上昇といった厳しい環境の中でも安定的な事業運営を継続して提供できるよう支援を行う。

○こども政策推進事業費補助金

放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援 0.6億円（再掲 P.8）

- ・ すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現に向け、放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援を行い、性被害防止のための対策とする。

4 こどもの居場所づくりの推進

8.8億円

→ 6.6億円

【5.1億円】

こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業(こども政策推進事業費補助金) 8.8億円 → 6.6億円 (▲2.2億円)

- ▶ こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくり支援体制の構築等に必要な「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置等支援を行う。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【負担割合】 国1/2、都道府県・市区町村1/2

【補助基準額案】

- i) コーディネーター配置 1自治体あたり 17,580千円(3名以上配置の場合)
11,846千円(2名配置の場合)
6,111千円(1名配置の場合)

- ii) 居場所立ち上げ支援 1か所あたり 50千円

※速やかに居場所づくりの取組を推進するため、「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」については令和7年度補正予算で前倒して実施。

【令和7年度補正予算】

こどもの居場所づくり支援体制強化事業(こども政策推進事業費補助金) 5.1億円

- ・ 地方自治体におけるこどもの居場所づくりの実態調査・把握や広報啓発活動の支援
- ・ NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業の継続
- ・ 地域におけるこどもの諸問題に対応するべく、今後の児童館の活動を開発し、普及することを目的としたモデル事業の実施

5 こどもホスピスの支援

—

→

—

【3.2億円】

こどもホスピス支援

—

→

—

(—億円)

※速やかにこどもホスピス支援の取組を推進するため、令和7年度補正予算で前倒しして実施

【令和7年度補正予算】

こどもホスピス支援 3.2億円

- ・ 都道府県等が、医療機関、NPO法人等の民間団体と連携し、地域の実態や課題を協議、支援するモデルの構築を図るとともに、管内におけるLTC(Life-Threatening Conditions: 生命を脅かされる状態)のこどもといった、重い病気のこどもの実態把握や、地域型こどもホスピスによる取組、こどもホスピス推進のための普及啓発の取組を支援する。

6 児童手当

令和7年度当初予算額 令和8年度当初予算案 令和7年度補正予算額
2兆1,666億円 → 2兆973億円 【－億円】

児童手当等交付金 2兆1,666億円 → 2兆973億円 (▲692億円)
(当初予算案の一部について、事業主拠出金を充当)

- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。
- 「こども未来戦略」に基づき、令和6年10月から以下の抜本的拡充を実施。
 - 1) 次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化するため、**所得制限を撤廃**し、全員を本則給付とするとともに、支給期間について**高校生年代まで延長**する。
 - 2) 多子加算については、こども3人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、こども3人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、**第3子以降3万円**とする。
※多子加算のカウント方法については、進学か否か、別居か同居かにかかわらず、22歳年度末までの上の子について、監護相当・生計費の負担がある場合をカウント対象とする。
 - 3) 支払月を年3回から、**隔月(偶数月)の年6回**とする。

7 物価高対応子育て応援手当

－ → － 【3,677億円】

物価高対応子育て応援手当 ー → ー (ー億円)

※物価高の影響を強く受けている子育て世帯に対し、迅速な支援を行うため、令和7年度補正予算にて実施

【令和7年度補正予算】

物価高対応子育て応援手当 3,677億円

- 物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、我が国のこどもたちの健やかな成長を応援する観点から、こども1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給する。

(参考資料)

放課後児童クラブの受け皿整備等の推進

放課後児童クラブの待機児童の解消に向けて、今後の見通しを踏まえつつ、効果的・効率的な受け皿確保等に取り組む。このため、両省庁が連携して、放課後児童対策パッケージ2025で掲げた取組（※）については引き続き着実に推進するとともに、放課後のこどもの豊かな時間の確立に向けて多様な放課後の過ごし方を後押しする。

①放課後児童クラブの新たな受け皿整備の目標の設定

- 女性の就業率の伸び等を踏まえれば、登録児童数は2030年頃に約165万人でピークを迎えると推計され、その受け皿を確保することを目標とする。

2030年頃 約165万人

2025年5月現在 約157万人

②受け皿整備の方向性

- こども達に豊かな体験を提供する観点 及び こどもや子育て家庭が安心して利用でき、かつ、放課後児童対策を持続可能な形で実施する観点から、過密状態を避ける視点も持った上で、小学校内で実施される放課後児童クラブと放課後子供教室との校内交流型を強力に推進することとし、普通教室のタイムシェアを含めた学校施設等の既存施設の活用をより一層推進する。
- 放課後児童クラブ以外の放課後の居場所を求める声にも応えるべく、企業等の活力を活かし、小学生の預かり機能を地域や職域の状況に応じて生み出すモデル事業等を実施し、児童の放課後の居場所の選択肢の拡充を図る。
- また、同モデル事業の実施を通じて、放課後児童クラブ事業の認知を高め、放課後児童クラブ実施事業者の拡大も図る。

③これまでの取組の更なる推進

- 待機児童の状況の詳細の公表、補助金の活用状況の見える化、人手不足の状況を踏まえた放課後児童支援員の確保に向けた都道府県等の取組の後押し（活動の補助や、研修教材等の提供）、放課後児童クラブ職員の処遇改善の推進、安全に配慮した待機児童対策の推進等を図る。

※ 放課後児童対策パッケージ2025で掲げた取組

- ・放課後児童クラブの待機児童対策には「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」の3つが重要。
- ・取組上の課題として「待機児童発生状況の偏り」「補助事業の未活用等」「関係部局間・関係者間の連携」があり、対応を推進。

趣旨

- 待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から取り組むべき対策を示す。
- 今後の登録児童数を推計した結果を踏まえ、ピークとなる2030年頃の約165万人分の受け皿確保を目指す。
- 「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」を通じた受け皿整備を、「待機児童発生状況の偏り」、「補助事業の未活用」、「関係部局間・関係者間の連携」にも着目しながら、推進。

受け皿整備の方向性
 ➤ 既存施設の活用をより一層推進する。
 ➤ 校内交流型を強力に推進する。

放課後児童クラブの実施状況 (R7.5.1) 登録児童 157万人 待機児童 1.6万人
 (R7.10.1) 登録児童 152万人 待機児童 0.7万人

1. 放課後児童対策の具体的な内容について

(1) 放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

1) 放課後児童クラブを開設する場の確保

- ① 施設整備に係る補助率の向上[R7補正]
- ② 学校（校舎、敷地）内における整備推進
- ③ 学校施設の積極的な活用
- ④ 学校外における整備推進（補助引き上げ）
- ⑤ 賃貸物件等を活用した受け皿整備の推進（補助引き上げ）
- ⑥ 保育所等の積極的な活用
- ⑦ スマールコンセッションによる整備の周知

2) 放課後児童クラブを運営する人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善
- ② 職員に対する処遇改善[R8拡充]
- ③ 職員の確保支援[R8拡充]
- ④ 平日夜間の人材確保支援
- ⑤ 保育士・保育所支援センターやハローワーク等連携
- ⑥ ICT化の推進による職員の業務負担軽減[R8拡充]
- ⑦ 育成支援体制強化事業による業務負担軽減
- ⑧ DX化による職員の業務負担軽減[R7補正]
- ⑨ シルバー人材センターとの連携
- ⑩ 放課後児童クラブ等の魅力向上
- ⑪ 放課後児童支援員認定資格研修の推進[R8拡充]

3) 適切な利用調整（マッチング）

- ① 正確な待機児童数把握の推進、待機児童の詳細の公表
- ② 利用調整支援、送迎支援等によるマッチングの推進等

4) 時期的なニーズ等への対応

- ① 夏季休業期間中における開所支援
- ② 児童数の増加による減額措置の猶予[R8拡充]
- ③ 開所日数に関する考え方の整理・検討
- ④ 長期休業期間中の昼食提供に活用しうる補助金の周知
- ⑤ 物価高騰等に対する支援[R7補正]

5) 自治体へのきめ細かな支援とコミュニティ・スクールの仕組みの活用推進等

- ① 待機児童が多数発生している自治体への支援
- ② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進

(2) 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

1) 多様な居場所づくりの推進

- ① 放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型の推進
- ② こどもの居場所づくりの推進(モデル事業、コーディネーター配置)[一部R7補正、R8拡充]
- ③ コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進(一部再掲)
- ④ 特別な配慮を必要とする児童への対応
- ⑤ 朝のこどもの居場所づくりの推進（好事例周知、機運醸成等）
- ⑥ 災害時におけるこどもの居場所づくりへの支援
- ⑦ 企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業[R7補正]
- ⑧ 児童館等を活用した地域課題解決や居場所づくり[一部R7補正]

2) 放課後児童対策に従事する職員やコーディネーターする人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善(再掲)
- ② こどもの居場所づくり支援体制の構築等を行うコーディネーター配置支援(再掲)
- ③ 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

3) 質の向上に資する研修の充実等

- ① 放課後児童対策に関する研修の充実
- ② 性被害防止等への取組[一部R7補正]
- ③ 事故防止への取組
- ④ 「はじめの100か月の育ちビジョン」との連携
- ⑤ 遊びや体験活動の推進
- ⑥ 放課後児童クラブ運営指針改正内容周知
- ⑦ いわゆる「スキマバイト」への対応

2. 放課後児童対策の推進体制について

(1) 市町村、都道府県における役割・推進体制

- ① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
- ② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

(2) 国における役割・推進体制

- ① 放課後児童対策に関する二省庁間の連携
- ② 放課後児童対策の施策等の周知

3. その他留意事項について

(1) 放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

- ① 放課後児童クラブの整備<165万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ>
- ② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携<同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ>
- ③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備促進<新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全て学校施設を活用できるように>

(2) 子ども・子育て支援事業計画との連動について

(3) 子ども・子育て当事者の意見反映について

令和8年度予算案 2,755億円の内数 (2,615億円の内数)
 ※<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度予算案 2,163億円の内数 (2,013億円の内数)
 ※<子ども・子育て支援施設整備交付金> 令和8年度予算案 67億円の内数 (91億円の内数)
 <こども政策推進事業費補助金> 令和8年度予算案 61億円の内数 (48億円の内数)
 <保育対策総合支援事業費補助金> 令和8年度予算案 463億円の内数 (464億円の内数)
 ※費用の一部について、事業主拠出金を充当

事業の目的

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。
- 実施主体：市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる

1. 運営費等（子ども・子育て支援交付金により実施）

(1) 放課後児童健全育成事業（運営費）

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

○運営費（基本分）の負担の考え方

保護者 1/2	国1/6※	} 1/3 ※国(1/6)は事業主拠出金財源
	都道府県1/6	
	市町村1/6	

【「こども未来戦略」における加速化プラン（令和6年度から継続実施）】

常勤職員配置の改善：運営費において「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助を継続する。

(2) 放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要経費に対する補助

(3) 放課後児童クラブ支援事業

①障害児受入推進事業

障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要経費に対する補助

②運営支援事業

待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助

③送迎支援事業

放課後児童クラブへの移動や帰宅の際の送迎支援に必要な経費に対する補助

(4) 放課後児童支援員の処遇改善

①放課後児童支援員等処遇改善等事業

18時30分を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助

②放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助

③放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）

収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置に係る補助

(5) 障害児受入強化推進事業

(3)の①に加え、障害児を3人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要経費に対する補助

(6) 小規模放課後児童クラブ支援事業

一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の小規模な放課後児童クラブに複数の放課後児童支援員等の配置をするために必要経費に対する補助

(7) 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業

要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者）に対応する専門的知識等を有する職員の配置に必要な経費に対する補助

(8) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等の経費に対する補助

(9) 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

第三者評価機関による評価を受審するために必要経費に対する補助

(10) 放課後児童クラブ利用調整支援事業

放課後児童クラブを利用できなかった児童等について、当該児童のニーズにあった放課後に利用可能な施設等の利用のあっせん等を行う職員の配置に必要な経費に対する補助

2. 施設整備等（子ども・子育て支援施設整備交付金により実施）

放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

- 公立の場合
（高上げ前）国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3
（高上げ後）国 2 / 3、都道府県 1 / 6、市町村 1 / 6
- 民立の場合
（高上げ前）国 2 / 9、都道府県 2 / 9、市町村 2 / 9、社会福祉法人等 1 / 3
（高上げ後）国 1 / 2、都道府県 1 / 8、市町村 1 / 8、社会福祉法人等 1 / 4
※国庫補助率の高上げについては、待機児童が発生している市町村等が対象。

4. その他（保育対策総合支援事業費補助金により実施）

こどもの居場所の確保

(1) 放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない児童を対象に、児童館や小学校等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心なこどもの居場所を提供する。

(2) 小規模多機能・放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後のこどもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

3. 職員確保・研修関係（こども政策推進事業費補助金により実施）

(1) 放課後児童クラブ待機児童対策実証等事業【新規】

待機児童が生じている都道府県・市町村において新たに放課後児童クラブで勤務する職員を確保するために事業の魅力発信等に係る経費を補助

(2) 放課後児童支援員認定資格研修事業

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

(3) 放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

育成支援の内容の質の向上 ※両事業は、保育士関連の事業と連動して実施

(1) 放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置

利用児童の安全確保や、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

(2) 放課後児童クラブの人材確保支援

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センターにおいて、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センター等と連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

5. 令和8年度予算案における拡充内容（子ども・子育て支援交付金により実施）

① 運営費における一時的な登録児童数区分の弾力化【拡充】

○放課後児童健全育成事業（運営費）

一定の要件を満たした上で45人を超えた児童を受け入れた場合にも、特例的に登録児童数区分36~45人を維持できるようにする。

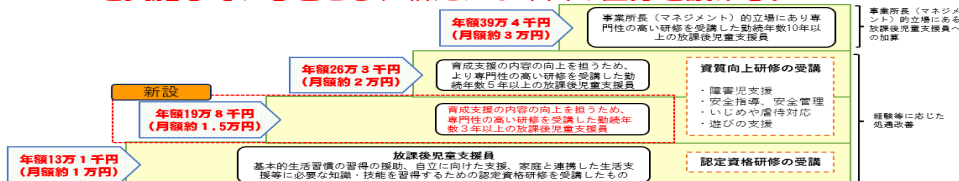
【要件（案）】

- ア 市町村において待機児童が生じている
- イ 適正規模（36~45人）に戻す計画（見込み）があり一時的な対応
- ウ 場所や人材の確保が困難なことにより、支援の単位の分割が困難
- エ 追加の児童1人当たりの専用区画面積に十分な余裕がある
- オ 放課後児童支援員又は補助員を基準に加えて1名追加配置する
※追加の児童数には上限あり
※1事業所が1回に限り1支援単位のみ申請可能とする

② キャリアアップ処遇改善加算に新たな区分を設定【拡充】

○放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善を実施しているところ、新たに3年目の区分を設ける。



③ 放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業【新規】

業務のICT化を推進するとともに、オンライン研修対応、翻訳機等に係る必要な経費を補助する。

＜こども政策推進事業費補助金＞ 令和8年度予算案 0.7億円

事業の目的

- 放課後児童クラブの待機児童が解消に至っていないことから、本事業では、待機児童が生じている都道府県・市町村が実施、提案する、放課後児童クラブに勤務する職員を確保するための先駆的な取組や民間事業者による放課後児童健全育成事業への参入を促進する事業の実施等に係る経費を補助することにより、放課後児童クラブの量的拡充を図り、もって待機児童の解消を図る。

事業の概要

- 放課後児童クラブの待機児童が生じている都道府県（待機児童数300人以上）・市町村（待機児童数100人以上）が、待機児童を解消する目的で、放課後児童クラブに勤務する職員を確保するため、事業の魅力発信を向上させる先駆的な取組や新たに民間事業者による放課後児童健全育成事業への参入を促進する事業等について、国において採択を行い、当該事業の実施等に係る経費を補助する。
ただし、既存事業（保育士・保育所支援センター設置運営事業、保育士や保育事業者等への巡回支援事業、職員の資質向上・人材確保等研修事業、子育て支援員研修事業）で対応できる事業内容については、対象外とする。

＜具体的な取組例＞

- ・ 都道府県内の大学や短大等の高等教育機関等と連携したインターンシップ派遣や放課後児童クラブの職場見学会の開催
- ・ シルバー人材センター等と連携した新たな担い手確保のための研修の開催
- ・ こどもの居場所を運営する団体や、スポーツクラブや塾等の民間企業等に対して、放課後児童クラブに参入することを促進する広報や研修等の実施
- ・ 放課後児童クラブの職場の魅力発信を向上させる広報・周知活動

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村（都道府県：待機児童数300人以上、市町村：待機児童数100人以上）

※令和8年度に上記人数以上の待機児童が生じる見込みの場合も含む。

【補助率】 定額（国：10/10）

【補助単価（年額）】 都道府県：10,000千円、市町村：3,000千円

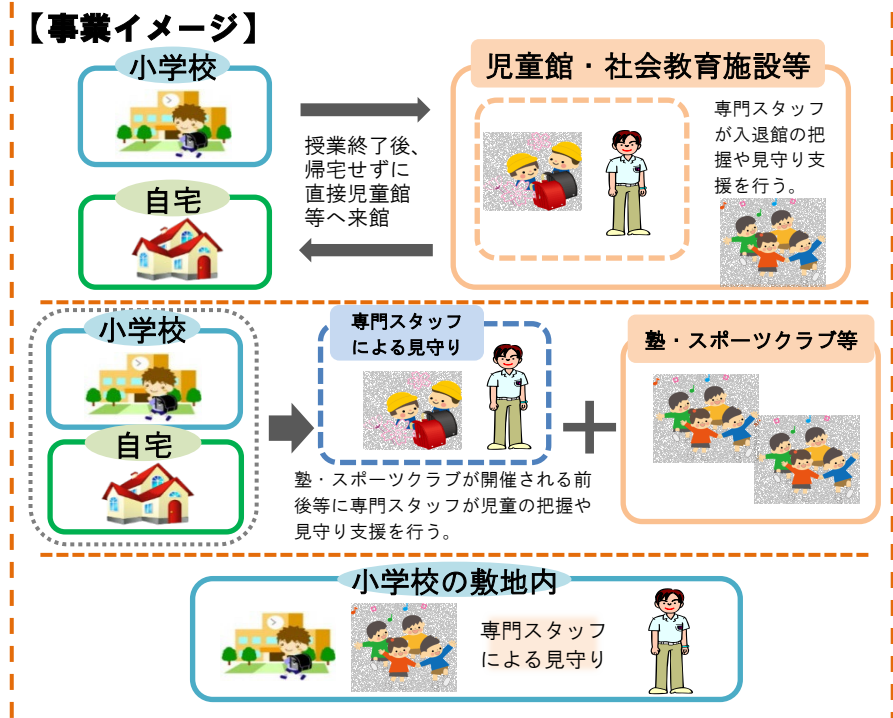
<保育対策総合支援事業費補助金> 令和8年度予算案 463億円の内数 (464億円の内数)

事業の目的

- 放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず利用できない児童の受け皿や多様な居場所を確保する観点から、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館・公民館、小学校等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りを行い、放課後のこどもの居場所を提供する事業を実施する。

事業の概要

- 1 対象児童**：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童や特別支援学校の小学部に就学している児童であり、放課後児童クラブを利用できない児童
- 2 職員体制**：市町村が適当と認めた者を1名以上配置。
- 3 開所日数等**：原則週3日以上、かつ1日2時間以上
- 4 実施場所**：児童館、公民館、小学校、塾・スポーツクラブなどの既存の社会資源を活用。
- 5 対象事業の要件**
 - (1) 本事業の対象は、放課後児童クラブの待機児童が10人以上生じている市町村（又は生じる見込みのある市町村）とする。
 - (2) 塾・スポーツクラブなどの習い事をしてこどもが過ごす時間帯は、本事業の補助対象とならない。
 - (3) 他の国庫補助を受ける場合は本事業の対象とならない。



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）※市町村が認めた者に委託等可

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助基準額案】①運営費：1,161千円（年額） ②環境整備のための設備費等：500千円（年額）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 463億円の内数 (464億円の内数)

事業の目的

- 地域の実情に応じた放課後のこどもの居場所を確保するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた多機能の放課後児童支援を行う事業を実施する。

事業の概要

- 保育所、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業など地域子ども・子育て会議が決定する事業と一体的に小規模な放課後児童預かり事業（預かり児童10人程度）を実施する場合には、職員1名分の人件費及び事務諸費等を支援する。
- 保育所などの事業と小規模な放課後児童預かり事業については、連携・協力関係のもとに安全を確保できる体制を構築し、児童の相互交流、職員の共同研修、子育て支援に関する情報交換などを定期的実施。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）※市町村が認めた者に委託等可

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助基準額案】

- ①運営費：1,161千円（市町村が独自に実施する子育て支援事業及び乳幼児の預かり事業を実施した場合 2,561千円）
- ②放課後児童支援員を配置した場合の加算：905千円
- ③環境整備のための設備費等：2,000千円

事業イメージ



放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置 （「保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 463億円の内数 （464億円の内数）

事業の目的

- 放課後児童クラブにおいて、こどもの安全の確保を図り、また、こどもの主体的な活動を尊重し、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

事業の概要

- 放課後児童クラブにおいて、こどもが安全・安心に過ごすことができ、こどもの主体的な活動が尊重される質の高い支援を確保するため、地域の実情に応じ、以下のような業務を担うアドバイザーを市町村等に配置し、放課後児童クラブに対する支援体制の強化を行い、放課後児童クラブにおける運営の質の向上を図る。
 - ✓ 放課後児童クラブにおける事故・けが防止や防犯・防災対策等こどもの安全管理体制等に関する職員への助言。
 - ✓ 放課後児童クラブをベテランの放課後児童支援員が巡回し、職員に対し、こどもの発達段階や特性に応じた遊びや生活に関するアドバイスや指導等の実施。また、障害のあるこどもや特に配慮を必要とするこどもの支援にあたり、必要に応じて関係機関と連携して支援を行うための助言。
 - ✓ 利用児童の預かりだけではなく、地域との相互交流など地域に開かれた放課後児童クラブの運営を行うための助言・サポート。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村（特別区を含む。） ※実施主体が認めた者に委託等可

【補助率】 国 1 / 2、市町村（又は都道府県） 1 / 2

【補助基準額案】 4,064千円 ※「保育士への巡回支援」等の事業と同額

事業イメージ

放課後児童クラブ



巡回アドバイザー

巡回による安全管理体制の助言や職員に対する遊び・生活に関する支援や必要に応じて関係機関の紹介、等

放課後児童クラブ



事業の目的

- 放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、保育士・保育所支援センターにおいて、放課後児童支援員も人材確保支援の対象とし、実施に必要な追加経費分を加算する。また、放課後児童支援員を保育人材等就職・交流支援事業の対象とする。

事業の概要

- 放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、保育士・保育所支援センターにおいて、放課後児童支援員も人材確保支援の対象とするとともに、対象とした場合の追加経費（人件費及び事務諸費）について加算する。
また、「保育人材等就職・交流支援事業」の対象とする。
 - ✓ 放課後児童支援員として就労したい方に、保育士・保育所支援センターに登録してもらい、同センターにおいて、就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）の実施や、放課後児童支援員の求人を行う事業者とのマッチングを行う。【保育士・保育所支援センター設置運営事業】
 - ✓ 保育士・保育所センター等と連携し、市町村において就職希望者等に対して再就職支援や就業継続支援等を行う。【保育人材等就職・交流支援事業】

実施主体等・事業イメージ

保育士・保育所支援センター設置運営事業

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【補助率】国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

【補助基準額案】

- 基本分：Ⅰ保育の現場・職業の魅力発信、Ⅱ新規資格取得支援、Ⅲ潜在保育士の再就職支援、Ⅳ就業継続支援、Ⅴ関係機関連携Ⅰ～Ⅴ全てについて取り組む場合：13,656千円
(※やむを得ない事情により、実施できない事業項目がある場合は、1,000千円～3,000千円の減額)
- 加算分：基本分の業務に加えて、センターの機能強化のため、以下の取組を実施する場合に加算
 - ・放課後児童クラブ等の人材確保支援経費：1,377千円 等

保育人材等就職・交流支援事業

【実施主体】都道府県（一部の事業のみ）、市町村（全ての事業）

【補助率】国：1/2 都道府県、市町村：1/2

【補助基準額案（1自治体当たり）】

- ・就職相談会の開催等による求人情報の提供：651千円
- ・潜在保育士等に対するマッチング支援：5,120千円 等



<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度予算案 2,163億円の内数（令和6年度補正予算 4億円）

事業の目的

放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費、通訳サービス等の使用に必要な経費を支援することにより、利用環境を整備し、職員の業務負担の軽減を図る。

事業の概要

【事業内容】

（1）業務のICT化等を行うためのシステム導入

- 放課後児童クラブ等に従事する職員の業務負担の軽減等を図るため、保護者との連絡等の業務のICT化や、オンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等に要する費用を補助する。
- 都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入にかかる費用を補助する。

（2）翻訳機等の購入

- 外国人の子育て家庭が気兼ねなく相談することができるよう、多言語音声翻訳システム等を導入するための費用を補助する。

【対象事業】

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業を除く。）

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国：1／3、都道府県：1／3、市町村：1／3

【令和8年度補助基準額案】

- （1）業務のICT化等を行うためのシステム導入・・・1か所当たり 500,000円
- （2）翻訳機等の購入・・・・・・・・・・・・・・・・・・1か所当たり 150,000円

活用イメージ

放課後児童クラブにおけるICT化の取組事例

（ICTを活用した入退館管理、保護者連絡の事例）



	令和7年度補正予算	36億円の内数
<子ども・子育て支援交付金>	令和7年度補正予算	11億円の内数
<子ども・子育て支援事業費補助金>	令和7年度補正予算	10.5億円
<子ども・子育て支援施設整備交付金>	令和7年度補正予算	8.3億円
<こども政策推進事業費補助金>	令和7年度補正予算	5.6億円の内数
<こども政策推進事業委託費>	令和7年度補正予算	0.1億円

1. 待機児童の解消等に向けての居場所づくり構築

(1) 企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業 (子ども・子育て支援事業費補助金により実施)

放課後児童クラブの待機児童が発生している中、小学生の放課後の預かり機能の多様化を図る必要がある。企業等民間の創意工夫を活かした預かりの場や、職域や地域に密着した小学生の居場所を構築するための環境整備に係る実証的な取組を行う。

(2) 児童館等を活用した地域課題解決モデル事業 (こども政策推進事業費補助金により実施)

すべてのこどもが利用できる児童館の特性を活かし、現行の「児童館ガイドライン」に示された内容を超え、今後期待される活動に取り組む自治体に対して事業費を補助する。※こどもの居場所づくり支援体制強化事業で実施

2. 放課後DX・研修

(1) 放課後児童クラブ利用手続き等に関わるDX推進実証事業 (子ども・子育て支援事業費補助金により実施)

放課後児童クラブDXを推進するためのコンソーシアム(構成員:市町村、放課後児童クラブ運営法人・事業所、開発ベンダー等)を設置する市町村に対して、実証に係る経費を補助する。

(2) 放課後児童支援員認定資格研修推進事業 (こども政策推進事業委託費により実施)

都道府県が実施する放課後児童支援員認定資格研修の実施については、定員・実施回数や講師の確保等の課題があり、これにより、受講待機者が発生していることから、放課後児童支援員認定資格研修の開催負担の軽減を図り、放課後児童支援員の人材確保を図っていくもの。

3. 施設整備等の支援

(1) 放課後児童クラブ整備促進事業 (子ども・子育て支援施設整備交付金により実施)

待機児童が発生している市町村等における施設整備費の自治体負担分に対し国が財政支援することにより、放課後児童クラブの整備を更に加速化させて、待機児童の早期の解消を図る。

(2) 放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援 (こども政策推進事業費補助金により実施)

すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現に向け、放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援を行い、性被害防止のための対策とする。

4. 物価高騰支援

地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業 (子ども・子育て支援交付金により実施)

物価上昇といった厳しい環境の中でも安定的な事業運営を継続して提供できるよう支援を行う

<子ども・子育て支援事業費補助金> 令和7年度補正予算 10億円

事業の目的

- 放課後児童クラブの待機児童が発生している中、小学生の放課後の預かり機能の多様化を図る必要がある。企業等民間の創意工夫を活かした預かりの場や、職域や地域に密着した小学生の居場所を構築するための環境整備に係る実証的な取組を行う。

事業の概要

以下の(1)～(3)を一連の事業として実施する。

(1) 調査研究の実施

保護者の就労環境や、放課後児童クラブ等のこどもの居場所の充足状況等を勘案した上で、企業等民間の活力を導入した小学生の預かり機能を有した場の確保等を必要に応じて行うため、事業者や有識者、自治体担当部署等の関係者の知見を取り入れつつ、(2)の小学生の預かり機能構築に伴走し、事業の効果検証を行い、今後の預かり機能構築に向けた調査研究を行う。

(2) 小学生の預かり機能構築の実施

例1：企業主導型保育事業所や認可外保育施設、事業所内保育所の余裕定員を活用した小学生の預かり

例2：民間の教育関連事業所（学習塾、スポーツクラブ等）のスペースを活用した、体験活動等を付加した小学生の預かり

例3：企業内において、多様なニーズを有した小学生（不登校や発達支援を要するこども、病児等）の預かり

例4：民間主導で行われている多様な「こどもの居場所」における小学生の預かり

- 「預かり機能」を果たしうる「場」や「人材」の確保等の支援（賃借料補助、人件費補助等）
- 運営上の阻害要因の分析を行い、解決策（例：人材確保・人材育成支援、運営基盤構築に向けたコンサルティング等）の検討、実行
- 利用するこどもの意見を聴取する手法の開発、実施
- こどもの発達への影響や、支援困難ケースを考慮した運営内容の検討、実施
※多様なニーズを有する小学生を預かる場合にはその職員体制に留意すること
- 小学生の生活実態に即し、小学校等、地域、職域、家庭との連携・協働体制の検討、実施
- 経営的に持続可能となるような方策を検討しつつ、放課後児童クラブ等の既存事業に移行することも視野にいて、利用する小学生が安定的に放課後に過ごすことができる場の創設を目指す。
- 預かり事業実施事業者については、所在地自治体と協議するとともに、こども家庭庁と地域性や類型のバランスについて協議の上、決定する。

(3) 成果物の提出

モデル事業実施後は、成果を報告書としてとりまとめ、広く周知するとともに、こども家庭庁に報告する。

※こども家庭庁は、実施団体から随時報告を受けた上で、提出のあった成果物から好事例を精査し、更に横展開を図る。

実施主体等

【実施主体】民間団体、地方自治体

【補助基準額】1事業あたり2千万円 <(2)の事業数に応じて加算>

【補助率】国10/10 <(2)による預かり事業実施事業者への補助については別途設定>

＜子ども・子育て支援事業費補助金＞ 令和7年度補正予算 0.5億円

事業の目的

- 放課後児童クラブの利用手続きや運営に係るオンライン化、ICT導入は進んでいない。そのため、放課後児童クラブ分野のDXを推進することにより、利用調整の円滑化による待機児童対策、利用者の利便性向上、業務負担軽減などが見込まれる。
- 本事業では、市町村域における放課後児童クラブDX推進に必要な業務要件定義の検討やアプリケーション（ツール）の開発（既存システムの改修を含む）等を通じ、入所申請等に係る手続きのオンライン化、利用調整、市町村と事業所間の情報連携、事業所と保護者間の日常的なやりとり、育成支援の記録等、市町村放課後児童クラブ担当部局や放課後児童クラブにおける総合的なDX推進のため、実証等を行う。
- 成果物を活用し、業務標準化やアプリケーションの仕様の検討、好事例の横展開等を行い、放課後児童クラブDXを推進する。

事業の概要

- 放課後児童クラブDXを推進するためのコンソーシアム（構成員：市町村、放課後児童クラブ運営法人・事業所、開発ベンダー等）を設置する市町村に対して、実証に係る経費を補助する。
- 実証する業務範囲は、複数の機能を接続するようなものを想定。例示している業務間をつなぎ、シナジー効果を発揮できるようにする。

想定される業務・機能例

自治体

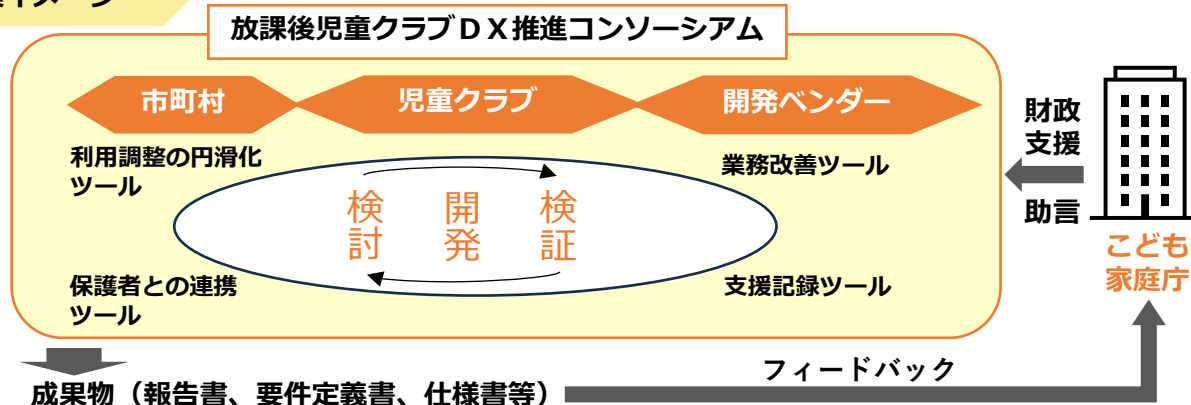
- ・利用申請手続き、面談等の予約
- ・利用調整、空き定員の公表

放課後児童クラブ

- ・児童の出欠席の記録、管理
- ・保護者からの欠席、遅刻、早退等の連絡
- ・保護者への連絡、アンケートの実施
- ・利用料の請求、請求書の作成
- ・職員の出退勤の管理、自治体への報告
- ・市町村からクラブへの情報提供
- ・育成支援の記録 等

これらをつなぐもの

事業イメージ



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）

【補助率】定額（国：10/10）

【補助単価】1自治体あたり年額：10,726千円

〈こども政策推進事業委託費〉 令和7年度補正予算 0.1億円

事業の目的

- 放課後児童支援員の人材不足が、待機児童の発生や現在勤務している職員の負担増の要因の一つとなっている。
- 放課後児童クラブではこども達が複数の場所でそれぞれ活動することもあり、一つの支援の単位において複数の放課後児童支援員を配置することが必要な場合もあるが、人材確保に追い付いていない現状がある。
- このため、国においても各自治体と連携して、放課後児童支援員の人材確保策を進めていき、待機児童解消や職員の負担軽減につなげていく。

事業の概要

- 都道府県が実施する放課後児童支援員認定資格研修の実施については、定員・実施回数や講師の確保等の課題があり、これにより、受講待機者が発生していることから、放課後児童支援員認定資格研修の開催負担の軽減を図り、放課後児童支援員の人材確保を図っていく。

〈実施方策例〉

- ・ オンデマンド研修教材を開発して（修了テスト含む）提供することで、都道府県が実施する放課後児童支援員認定資格研修をオンライン実施で可能にすること。
- ・ 認定資格研修の実施における課題等の解決を図り受講機会を増やしていく 等

実施主体等

【実施主体】 国（民間事業者等へ委託）

＜子ども・子育て支援施設整備交付金＞ 令和7年度補正予算 8.3億円

事業の目的

- 放課後児童クラブの待機児童が解消に至っていないことから、本事業では、待機児童が発生している市町村等における施設整備費の自治体負担分に対し国が財政支援することにより、放課後児童クラブの整備を更に加速化させて、待機児童の早期の解消を図る。

事業の概要

- 待機児童が発生している市町村において放課後児童クラブを整備する場合、現状、子ども・子育て支援施設整備交付金により国庫補助率を嵩上げしているが、待機児童の状況を踏まえると自治体における放課後児童クラブの整備を今まで以上に促進させる必要がある。
- 施設整備における国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部に対し、本事業により補助を行うことにより、更なる負担軽減を図る。

事業の対象

- 待機児童が発生している市町村等

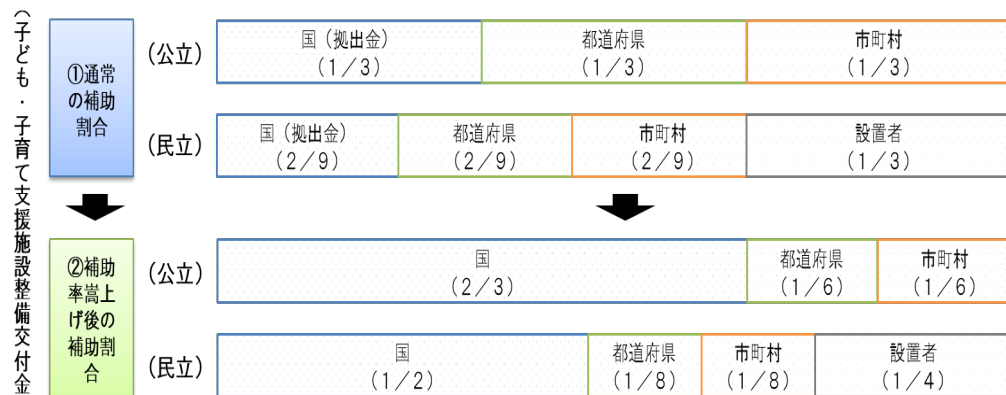
実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

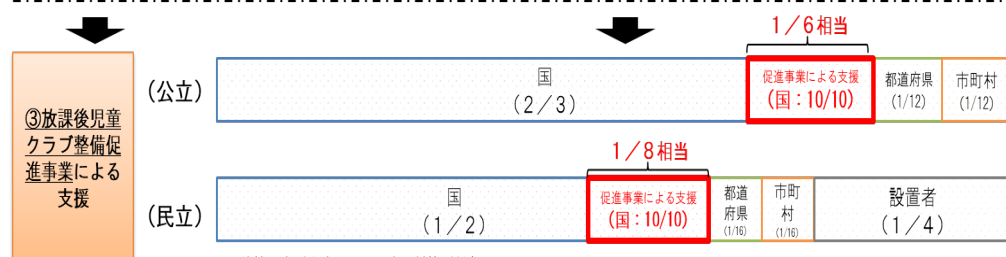
【補助率】定額（10/10相当）

※子ども・子育て支援施設整備交付金で実施

事業イメージ



※待機児童が発生している市町村等の場合に国庫補助率を嵩上げ



※待機児童が発生している市町村等が対象

(本事業を活用した場合の公立の場合の実質の補助割合)

	国	都道府県	市町村
①通常	1/3	1/3	1/3
②嵩上げ後	2/3	1/6	1/6
③整備促進事業活用後	5/6	1/12	1/12

自治体の負担割合を1/2軽減

(本事業を活用した場合の民立の場合の実質の補助割合)

	国	都道府県	市町村	設置者
①通常	2/9	2/9	2/9	1/3
②嵩上げ後	1/2	1/8	1/8	1/4
③整備促進事業活用後	5/8	1/16	1/16	1/4

自治体の負担割合を1/2軽減

〈こども政策推進事業費補助金〉 令和7年度補正予算 0.6億円

事業の目的

- すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現に向け、放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援を行うことで、性被害防止のための対策とすることを目的とする。

事業の概要

【事業内容】

性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う事業

【対象施設】

放課後児童健全育成事業所、利用者支援事業所、子育て短期支援事業所、地域子育て支援拠点事業所、子育て援助活動支援事業所（ファミリー・サポート・センター）、児童厚生施設、児童育成支援拠点事業所、親子関係形成支援事業所

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村

【補助率】 国 1 / 2、都道府県等 1 / 4、事業者 1 / 4

【補助基準額】 1 施設当たり100千円

※放課後児童健全育成事業所については、1 支援の単位当たりとする。

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和7年度補正予算 11億円

事業の目的

- 昨今の物価高騰などを受け、様々な物の価格の変動が急激であり、安定的な地域子ども・子育て支援事業の継続が困難な状況にあることから、物価上昇といった厳しい環境の中でも安定的な事業運営を継続して提供できるよう支援を行う（令和7年度限り）。

事業の概要

【事業内容】

物価上昇といった厳しい環境の中でも、安定的な事業運営を継続して提供できるように物品の購入等に係る経費に対する補助を行う。

【対象事業】

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3

【補助基準額】

- | | | | |
|--------------------|------------|----|------|
| (1) 放課後児童健全育成事業所 | 1 支援の単位当たり | 年額 | 50千円 |
| (2) 放課後児童健全育成事業所以外 | 1 か所当たり | 年額 | 25千円 |

(参考資料)

**妊娠時から出産・子育てまで一貫した
伴走型相談支援と経済的支援の着実な実施**

令和8年度予算案 775億円 (816億円)

事業の目的

- 妊娠期からの切れ目のない支援を行う観点から、児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業と効果的に組み合わせ、妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施する。

事業の概要

市町村に対し、妊婦のための支援給付である妊婦支援給付金の支給に要する費用の全額に相当する額を交付する。

【妊婦のための支援給付の内容】

<支給対象者>

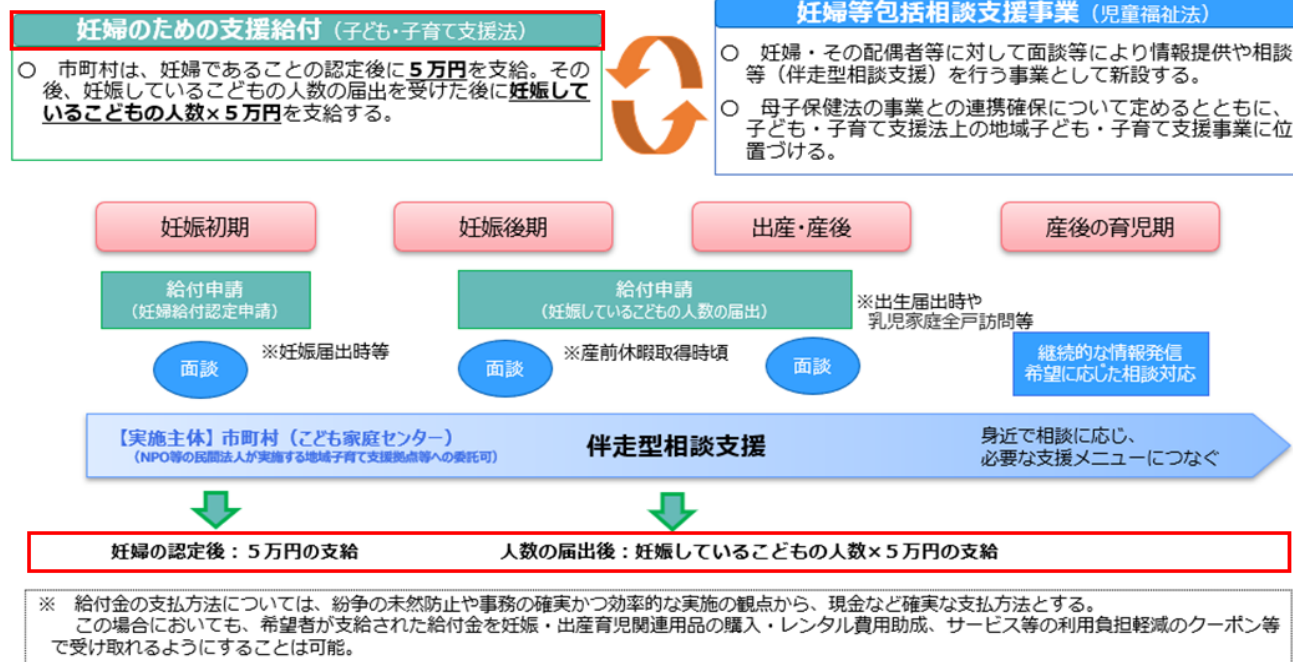
日本国内に住所を有する妊婦

<支給に必要な手続き・支給額>

- ・妊婦は申請を行い、妊婦給付認定を受ける
⇒5万円を支給
- ・妊婦給付認定を受けた者は、妊娠している子どもの人数等の届出を行う
⇒妊娠している子どもの人数×5万円を支給

【給付金の支給方法】

- ・現金振込又は小切手の振出
- ※市町村が現金振込の他にクーポン等での支給を実施する場合、希望者はクーポン等で受け取ることは可能。



令和8年度予算案 24億円（22億円）

事業の目的

- 子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を実施するために必要な体制整備を行い円滑な給付や運用の効率化を図る。

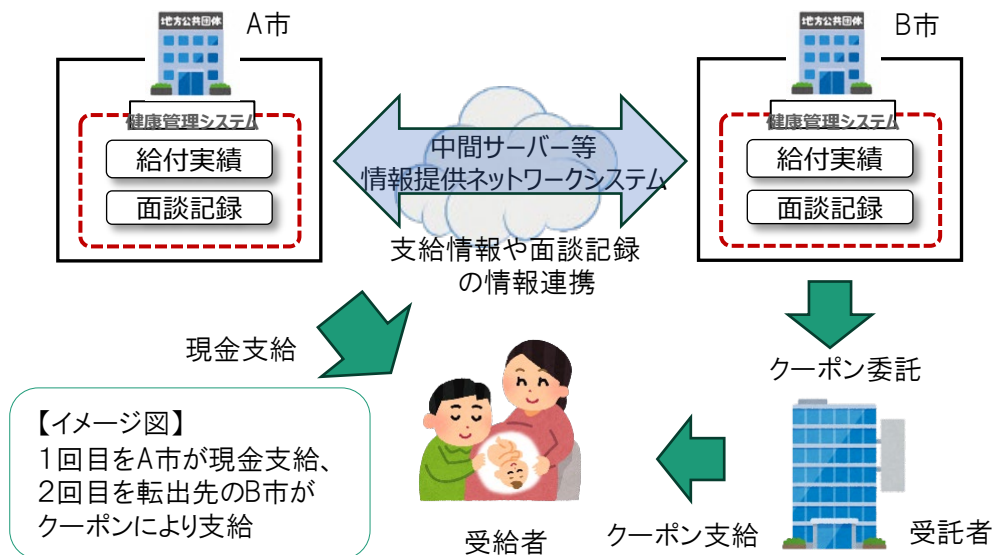
事業の概要

妊婦のための支援給付は現金での支給としている。その上で、希望者が支給された給付金をクーポン等で受け取ることを可能としているため、現金と併用してクーポン等での支給を実施する市町村が、現金又はクーポン等で支給するための必要な経費を補助する。

また、2重給付の防止のため支給状況及び面談実施状況を自治体間で情報連携するためのシステム改修費を補助する。

【対象経費】

- ①クーポン等の支給に係る委託経費
クーポン等での支給のためのランニングコスト（システムの保守費用、クーポン等支給のための委託費）
- ②妊婦のための支援給付のための事務費
妊婦のための支援給付のための人件費や振込手数料等の事務費
- ③自治体間情報連携に係るシステム改修費
転出入の際に給付履歴等を確認するためのデータ標準レイアウト改訂版へのシステム改修費



実施主体等

【実施主体】
市町村（特別区を含む）
（①は都道府県も対象）

【補助率】

- ①国10/10
- ②国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4
- ※③国 2/3、市町村 1/3

【補助基準額】

こども家庭庁長官が必要と認めた額

※2/3の国庫補助率の対象は、財政力指数1未満の自治体とし、その他の自治体は国庫補助率を1/2とする。

<子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）+ 重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）>
令和8年度予算案 2,453億円の内数（2,219億円の内数）

事業の目的

- 児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業として、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。併せて、妊婦等包括相談支援事業を子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として実施する。

事業の概要

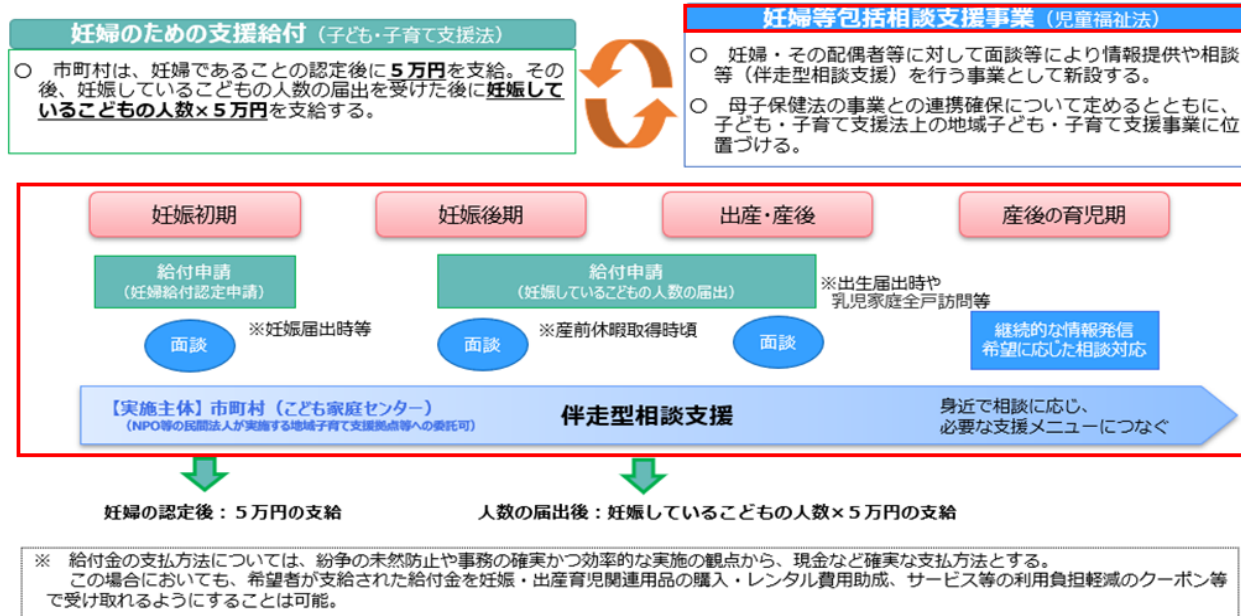
妊婦等包括相談支援事業の実施に当たり、妊娠の届出数を基準にこども家庭センターの面談対応件等の業務量に応じて補助を行う。

【事業内容】

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。

【対象経費】

面談等の実施に必要な経費（「妊婦のための支援給付」に必要な費用は除く）



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【補助基準額】こども家庭センター1か所あたり妊娠届出受理数

- ①700件以上 : 17,293千円
- ②200件以上700件未満 : 10,847千円
- ③200件未満 : 9,092千円

※こども家庭センター1か所あたりとは、旧子育て世代包括支援センターの母子保健機能の窓口の数。また、こども家庭センターを設置していない自治体は、1自治体あたり1か所とする。
※妊娠届出数は転入した妊婦からの妊娠している届出等も含む。

(参考資料)

地域のこども・子育て支援の推進

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和8年度予算案 2,453億円の内数（2,219億円の内数）

事業の目的

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

事業の概要

①基本型

- 利用者支援
地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行う。
- 地域連携
利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成や、地域で必要な社会資源の開発等を行う。
- 《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置（基本Ⅲ型を除く）
※子ども・子育て支援に関する事業の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

②特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

- 主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。
- 《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置
※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

③こども家庭センター型

- 旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。
- 《職員配置》
主に母子保健等を担当する保健師等、主に児童福祉（虐待対応を含む）の相談等を担当する子ども家庭支援員等、統括支援員 など

④妊婦等包括相談支援事業型

- 妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。併せて、妊婦等包括相談支援事業を子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として実施する。
- 《職員配置》保健師、助産師等の専門職のほか、一定の研修を受けた者

※妊婦等包括相談支援事業は、①基本型③こども家庭センター型で実施することも可能。

実施主体等

- 【実施主体】 市町村（特別区を含む）
- 【補助率】 ①～③※ 国（2/3）、都道府県（1/6）、市町村（1/6）
④ 国（1/2）、都道府県（1/4）、市町村（1/4）
- ※2/3の国庫補助率の対象は、財力指数1未満の自治体又は原則の補助率で算出した本事業の国庫補助額が1億円を超えない自治体とし、その他の自治体は④の国庫補助率とする
- 【主な令和8年度補助基準額案】

基本Ⅰ型	基本Ⅱ型	基本Ⅲ型	特定型	こども家庭センター型	妊婦等包括相談支援事業型
8,508千円	2,569千円	325千円	3,446千円	※職員配置形態等により異なる	※妊婦届出受理数により異なる

【実施か所数の推移】（単位：か所数）

※母子保健型はR5まで、こども家庭センター型はR6から、妊婦等包括相談支援事業型はR7から（こども家庭センター型の箇所数は、母子保健機能、児童福祉機能のどちらかを実施する場合対象とした箇所数）

	基本型	特定型	母子保健型	こども家庭センター型	妊婦等包括相談支援事業型	合計
R5年度	1,117	382	1,742	—	—	3,241
R6年度	1,444	391	—	2,117	—	3,952

<子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）+ 重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）>
令和8年度予算案 2,453億円の内数（2,219億円の内数）

事業の目的

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

事業の概要

I型・II型

【事業内容】

利用者の身近な場所で日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で、当事者の目線に立った寄り添い型の支援（利用者支援）と地域における子育て支援のネットワークに基づく支援（地域連携）を実施。

【職員配置】

実施要綱に規定する研修要件を満たす専任職員を1事業所1名以上配置

【補助要件】

I型：開所日数週5日以上

II型：開所日数週5日未満

【主な対象経費】

人件費、会議費、旅費、消耗品費等、事業実施に必要な経費

III型

【事業内容】

保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童館など相談及び助言を行うことができる場所で、相談支援や子育て世帯への情報発信等を行い、関係機関と連携するなどこども家庭センターを補完することを想定。

【職員配置】

保育所等の既存施設・事業に配置されている職員

【補助要件】

上記職員配置で、基本型のこども家庭センター連携等加算の要件を満たす場合

【主な対象経費】

人件費、会議費、旅費、消耗品費等、事業実施に必要な経費

実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【主な令和8年度補助基準額案】

○基本事業

基本I型	基本II型	基本III型
8,508千円	2,569千円	325千円

○開設準備経費

改修費等4,000千円（基本III型を除く）

【補助率】 国2/3（※）、都道府県1/6、市町村1/6

※2/3の国庫補助率の対象は、財力指数1未満の自治体又は原則の補助率で算出した本事業の国庫補助額が1億円を超えない自治体とし、その他の自治体は、国庫補助率を1/2とする

○加算事業（基本I型、基本II型の場合）

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応	多機能型事業	こども家庭センター連携等加算
1,646千円	886千円	1,047千円	2,194千円	805千円	878千円	3,402千円	325千円

※夜間、休日加算等の実施については保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択を受けていることを要件とする。

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）+ 重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和8年度予算案 2,453億円の内数（2,219億円の内数）

事業の目的

- 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家族や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

事業の概要

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する。

【一般型】公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

【連携型】児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、

子育て支援のための取組を実施

基本事業

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

○更なる展開として

- ・ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（一時預かり等）
- ・ 地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・ 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施 等



実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む） 【補助率】 国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3

【主な令和8年度補助基準額案】 ※ 開設日数等により単価が異なる

○基本事業

- ・ 一般型 6,561千円（3日～4日型、職員3名配置の場合）
9,636千円（5日型、常勤職員を配置の場合）
10,738千円（6日型、常勤職員を配置の場合）
11,850千円（7日型、常勤職員を配置の場合）
- ・ 連携型 3,449千円（5～7日型の場合）

○加算事業

- ・ 子育て支援活動の展開を図る取組（一時預かり等）
3,782千円（一般型（5日型）で実施した場合）
- ・ 地域支援加算1,714千円
- ・ 特別支援対応加算1,184千円
- ・ 育児参加促進講習休日実施加算 464千円
- ・ 賃借料補助加算2,800千円

○開設準備経費

- （1）改修費等 4,000千円
- （2）礼金及び賃借料（開設前月分）600千円

【実施か所数の推移】（単位：か所数）

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
7,735	7,856	7,970	8,016	8,061

重層的支援体制整備事業交付金

令和8年度予算案：844億円（718億円） ※（項）生活保護等対策費、（項）高齢者日常生活支援等推進費、（項）障害保健福祉費の総額
 ※（）内は前年度当初予算額 ※ 令和7年度補正予算額：65.7億円

1. 事業の目的

- 社会福祉法第106条の3において、市町村は「地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制」（包括的な支援体制）の整備に努めることとされている。
- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制を整備する手段の1つとして、令和2年社会福祉法改正により創設。
 ⇒ ① 介護・障害・子ども・生活困窮などの既存の相談支援事業・地域づくり事業を一体的に実施することに加え、② 既存制度のみでは直ちに対応が難しい支援ニーズへの対応力を向上させるための多機関協働事業等を実施する。
 ⇒ 主に体制整備初期段階で活用し、既存制度・機関の支援者の対応力強化と既存制度・機関間の連携強化を図り、包括的な支援体制の整備を促進することを目的とする。

2. 事業の概要

包括的な支援体制の整備のため、3事業を一体実施

① 包括的相談支援事業

- 介護、障害、子ども、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し必要な支援を行うとともに、受け止めた相談のうち、単独の事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。

介護	地域包括支援センターの運営	子ども	利用者支援事業
障害	障害者相談支援事業	困窮	自立相談支援事業

② 地域づくり事業

- 介護、障害、子ども、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことで、地域住民が社会参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

介護	一般介護予防事業、生活支援体制整備事業	子ども	地域子育て支援拠点事業
障害	地域活動支援センター事業	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業

③ 多機関協働事業等

- 包括的相談支援事業や地域づくり事業を含め、既存の制度や事業等を最大限活用してもなお十分に対応できなかった地域生活課題等に対し、これを解決するための手段として、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業を行う。

3. 実施主体等

実施主体

市町村

負担割合等

- 包括的相談支援事業
地域づくり事業
⇒ 介護・障害・子育て・生活困窮、各法に基づく負担割合等を維持

- 多機関協働事業等
⇒ 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
 ・ 事業開始から5年経過した市町村等は国1/3、都道府県1/3、市町村1/3。
 ・ この他、取組に応じた評価を行う観点で本体額を定めた上で、取組に応じて加算する仕組みに変更。

実施市町村数

7年度：471、8年度：586（予定）

<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度予算案 2,163億円の内数（2,013億円の内数）

事業の目的

- 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う。

事業の概要

○主な実施要件

- ・会員数は20人以上
- ・相互援助活動中のこどもの事故に備え、補償保険への加入
- ・こどもの預かり場所の定期的な安全点検の実施
- ・事故発生時の円滑な解決に向けた会員間の連絡等の実施
- ・提供会員に対して、緊急救命講習及び事故防止に関する講習と、少なくとも5年に1回のフォローアップ講習の実施

○相互援助活動の例

- ・保育施設や放課後児童クラブ等までの送迎
- ・保育施設の開始前、終了後又は学校の放課後、冠婚葬祭、買い物等の外出の際のこどもの預かり

○実施市町村（令和6年度）1,009市町村、（令和5年度）996市町村

実施主体等

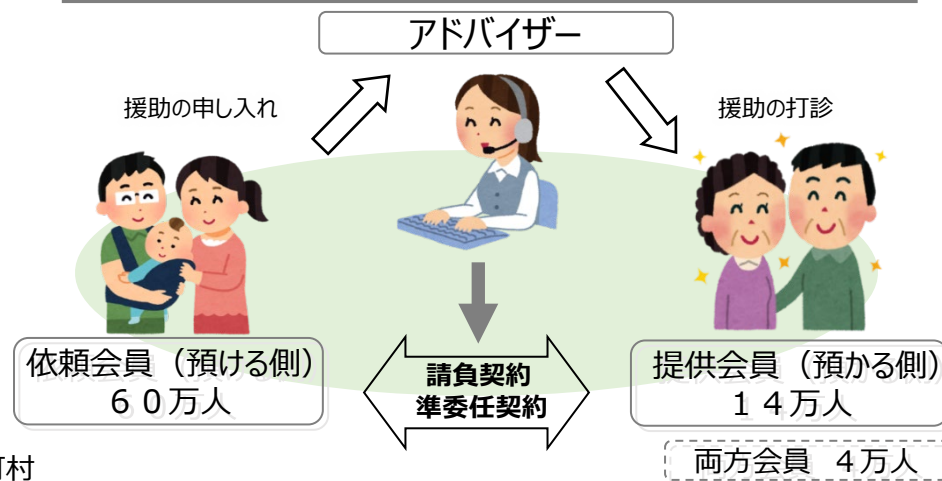
【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3

【主な令和8年度補助基準額案】

- 基本事業 2,000千円（会員数100～299人の場合、会員数に応じて段階的に設定）、土日実施加算：1,800千円
- 病児・緊急対応強化事業 1,800千円（預かり等の利用件数～59件の場合、利用件数に応じて段階的に設定）
- 預かり手増加のための取組加算 ①1,200千円（出張登録会や無料託児付き説明会の開催、SNS等を活用した周知・広報などの取組を行う場合に加算）
② 500千円（提供会員数19人以下で前年度より2人以上増加の場合、提供会員の増加数等に応じて段階的に設定）
- 提供会員の定着促進加算 500千円（提供会員になって間もない会員等を対象に、フォローアップ面談や相談体制の構築を行う場合に加算）
- ひとり親家庭等の利用支援 500千円
- 地域子育て支援拠点等との連携 1,500千円
- 性被害防止対策加算 580千円（性加害防止対策に資する取組として講習・広報啓発等を実施した場合に加算）
- 開設準備経費 改修費等 4,000千円 礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

ファミリー・サポート・センター〔相互援助組織〕



<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度予算案 2,163億円の内数 (2,013億円の内数)

事業の目的

保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらのこども及びその家庭の福祉の向上を図る。

事業の概要

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の事由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間こども及び保護者を預かる事業。



【対象者】 次の事由に該当する家庭のこども又は親子等

- こどもの保護者の疾病、育児疲れ等、身体上又は精神上の事由
- 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
- 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
- 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合
- 保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合
- 経済的問題等により緊急一時的に親子の保護が必要な場合

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、その他緊急の場合において、こども及び保護者を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【対象者】

- 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童及び養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童
- 保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合



実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む） 【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【主な令和8年度補助基準額案】 以下参照

※ () は、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合や、養育環境等に課題があり一時的に保護者と離れることを希望する児童の利用料を免除する場合に補助単価に加算する額

1 運営費

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

- 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 10,700円 (4,200円)
- 2歳以上児 年間延べ日数 × 5,540円 (2,100円)
- 親子入所利用保護者及び緊急一時保護の親 年間延べ日数 × 1,500円 (600円)
- 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×2,000円

(3) 専従人員配置支援 1事業所当たり 7,281千円

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

- ア 夜間養護事業
 - (ア) 基本分 年間延べ日数 × 1,360円 (400円)
 - (イ) 宿泊分 年間延べ日数 × 1,360円 (400円)
- イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,510円 (1,000円)
- ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×2,000円

2 開設準備経費（改修費等） 4,000千円

<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度予算案 2,163億円の内数 (2,013億円の内数)

事業の目的

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

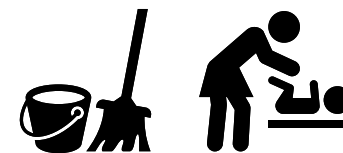
事業の概要

【対象者】 次のいずれかに該当する者

- ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- ④ その他、事業の目的を鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

【事業内容】

- ① 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
- ② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
- ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）
※保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
- ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- ⑤ 支援対象者やこどもの状況・養育環境の把握、市町村への報告



実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【令和8年度補助基準額案】

- 基本分（右表のとおり利用者負担軽減加算あり）
 - 1時間当たり 1,650円
 - 1件当たり 1,000円
- 事務費・管理費 1事業所当たり 564,000円
- 研修費 1市区町村当たり 360,000円

利用者負担軽減加算	1時間当たり	1件当たり
①生活保護世帯		
②市町村民税非課税世帯	1,650円	1,000円
③市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯		

※②については1世帯あたり96時間/年を超えた場合、1時間当たり1,320円、1件当たり800円
③については1世帯あたり48時間/年を超えた場合、1時間当たり 990円、1件当たり600円

<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度予算案 2,163億円の内数 (2,013億円の内数)

事業の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。

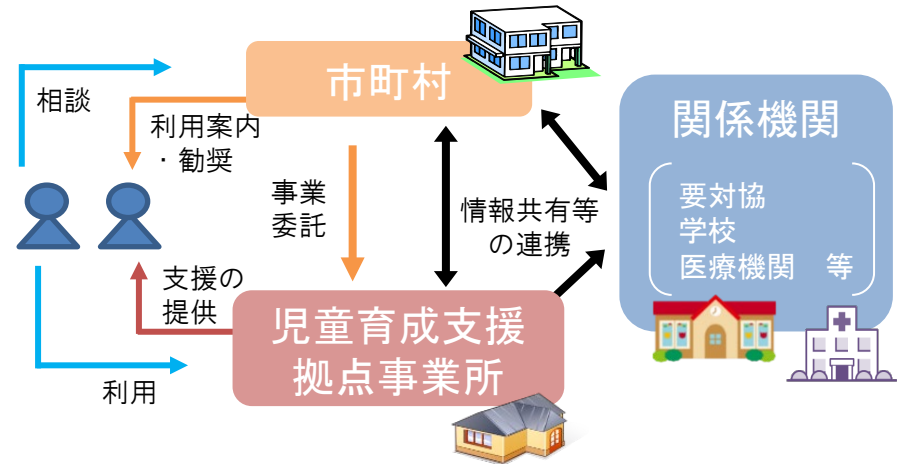
事業の概要

【対象者】 次のいずれかに該当する家庭

- ① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ② 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ③ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

【事業内容】

- ① 安全・安心な居場所の提供
- ② 生活習慣の形成 (片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、等)
- ③ 学習の支援 (宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等)
- ④ 食事の提供
- ⑤ 課外活動の提供 (調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等)
- ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携及び関係構築
- ⑦ 保護者への情報提供、相談支援
- ⑧ 送迎支援 (地域の実情に応じて実施)



実施主体等

【実施主体】 市町村 (特別区を含む)

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【令和8年度補助基準額案】 ※ 週5日開所の場合。開所日数により異なる

○基本分	1事業所当たり	17,308千円 (※)	○長時間開所加算	
○ソーシャルワーク専門職員配置加算	1事業所当たり	2,297千円	(1) 平日分	年間平均時間数1時間当たり 1,084千円 (※)
○心理療法担当職員配置加算	1事業所当たり	2,297千円	(2) 長期休暇等分	年間平均時間数1時間当たり 258千円 (※)
○送迎加算	1事業所当たり	1,560千円 (※)	○賃借料補助加算	1事業所当たり 3,000千円
			○開設準備経費加算	1事業所当たり 4,000千円

<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度予算案 2,163億円の内数 (2,013億円の内数)

事業の目的

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る。

事業の概要

【対象者】次のいずれかに該当する家庭

- ①保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ②保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ③乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者



【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【令和8年度補助基準額案】

- 基本分（右表のとおり利用者負担軽減加算（1人当たり）あり）
1講座（4回分） 93,120円
講座内の実施回数が増える場合、23,280円ずつ加算（※）
※実施回数が10回を超える場合は、以降同額。
- 親子関係形成支援プログラム資格習得支援
1市町村当たり 100,000円

利用者負担軽減加算	1回当たり
生活保護世帯	2,330円
市町村民税非課税世帯	1,860円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満世帯	1,400円

＜こども政策推進事業費補助金＞ 令和7年度補正予算 0.5億円

事業の目的

- 子育て短期支援事業については新たな施設や里親等での受皿の確保、多様な児童が利用できるような受け皿の拡充が求められている。これらの取組を推進するため、設定したテーマに対する事業を実践し、アウトプット評価の実施を行い、取組事例として横展開を行うことで、子育て短期支援事業の機能強化を図る。
- なお、本事業は、子育て短期支援事業における機能強化を図る取組に対して、3年間（令和7年度から令和9年度）で集中して支援を行い推進するものである。

事業の概要

(1) 事業内容

多くの子育て家庭がレスパイト・ケア等で気兼ねなく子育て短期支援事業を利用できる供給体制の構築を図るため、新たな受皿の確保を行う事業や、多様な児童を受け入れる為の体制強化の事業を試行的に行うこととし、具体的に以下テーマのうち、いずれか1つを含む事業を行うものとする。

※子育て短期支援事業の実施に係る費用以外の、新たな取組に対して補助する。

テーマ① 新たな受皿の 確保に向けた取組

- (例1) 児童育成支援拠点事業等の多様な居場所で子育て短期支援事業を行う為のニーズ調査や伴走支援。
- (例2) 本事業の担い手となる（里親、市町村長が認めた者等）に対しての事業開始支援。
- (例3) 思春期世代等、プライベート空間等を必要とする利用者に対応する担い手の受け入れ態勢整備の取り組み

テーマ② 利用者をより適切な 預け先に繋げる取組

- (例4) 受け入れ推進に向けて、利用者を受け入れるための調整等を担うコーディネーター職員を配置し、受入に際する連絡調整や、こどもの状況に寄り添った預かりとなるようフォローアップの充実を図るもの。
(実施に際しては、既存施設に付設して実施するのみならず、その他地域資源を活用して実施することも考えられる)
- (例5) 預かり先の空き状況確認や利用予約の受付等を行うシステムを導入し、利便性向上を図る取り組み。

(2) 実施方法

ア 国は「子育て短期支援事業における開発事業検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、市町村が実施するプログラム開発事業の審査、指導、助言等を行う。

イ 市町村は事業終了前に、検討委員会に事業報告を行うとともに、事後評価を行い、子育て短期支援事業の機能強化に向けた検討を進め、結果について国に報告を行う。

実施主体等

【実施主体】

都道府県・市町村

【補助額】

テーマ①：5,000千円 テーマ②：7,500千円

【補助率】

都道府県実施の場合：国2／3、都道府県1／3
市町村実施の場合：国2／3、都道府県1／6、市町村1／6

(参考資料)

こどもの居場所づくり支援の推進

〈こども政策推進事業費補助金〉令和8年度予算案 7億円（9億円）

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要となる「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行う。「こどもの居場所づくりコーディネーター」は、地域の既存資源の把握やネットワーキング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポート等の役割を担い、地域全体でこどもの居場所づくりの推進に取り組む。

事業の概要

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるところを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所の運営において必要となる、運営資金のやりくりや人材の活用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。

また、地方自治体と連携して実施される居場所づくりの取組に対し、その立ち上げ資金を補助する。

【こどもの居場所づくりコーディネーターの要件】

- 地域の実情に応じたコーディネートができ、本事業を適切に行うことができると自治体が認めた者

【こどもの居場所づくりコーディネーターの業務内容】

- 居場所に関する地域資源の把握
- 居場所同士や関係機関等ネットワーク形成
- その他、地域の実情等に応じて行う業務



実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助率】国1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額案】 i) コーディネーター配置（1実施主体あたり）

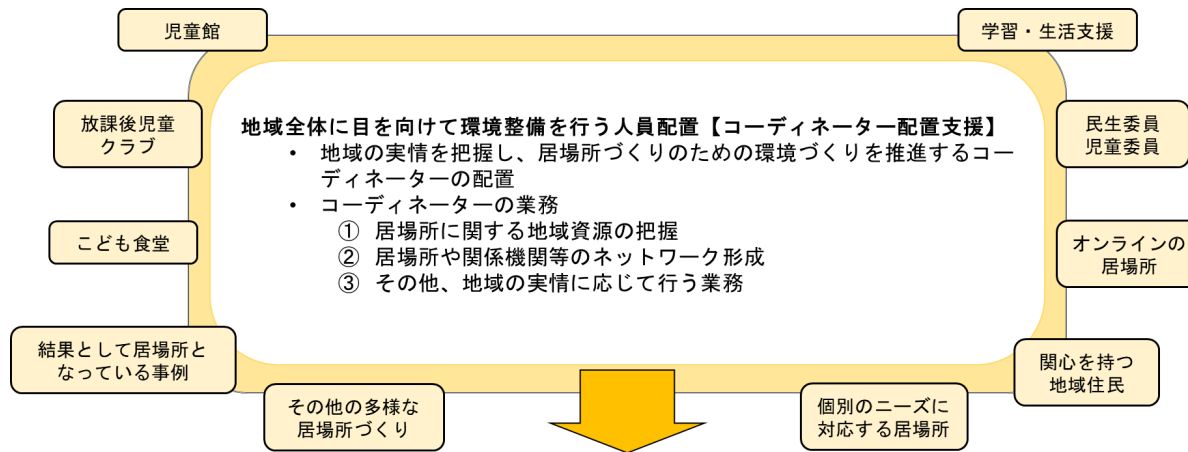
17,580千円（3名以上配置の場合）

11,846千円（2名配置の場合）

6,111千円（1名配置の場合）

ii) 居場所立ち上げ支援（1か所あたり）

50千円



〈こども政策推進事業費補助金〉令和7年度補正予算 5億円

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要の実態調査・把握や広報啓発活動の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- 本事業により、こどもの居場所づくりを促進するために有効と考えられる、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」の実施率の向上につなげる。
- また、地域におけるこどもの諸問題に対応するべく、今後の児童館の活動を開発し、普及することを目的にモデル事業を実施する。
- (1)～(3)は「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づく取組に対して、3年間(令和6年度～令和8年度)、(4)は3年間(令和7年度～令和9年度)で集中して支援を行い推進するものである。

事業の概要

(1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

〈広報啓発の取組例〉

- ・こどもと居場所等をつなぐためのポータルサイト等の制作・改修
- ・居場所マップの作製・配布
- ・人材の発掘に向けたシンポジウム等のイベントの実施 等

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援(モデル事業)

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

〈想定されるテーマ例〉

- ・早朝のこどもの居場所づくり
- ・新たなテクノロジーを活用したこどもの居場所づくり
- ・ユースを中心とした居場所づくり 等



(4) 児童館等を活用した地域課題解決モデル事業

すべてのこどもが利用できる児童館の特性を活かし、現行の「児童館ガイドライン」に示された内容を超え、今後期待される活動に取り組む自治体に対して事業費を補助する。

〈活動例〉小学生の生活の連続性に配慮した地域人材のコーディネート(学校支援人材や放課後児童支援員等の放課後支援人材の発掘、養成等)

実施主体等

(1) 実態調査・把握支援

【実施主体】	都道府県、市区町村	【補助率】	国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】	1 都道府県あたり	7,489千円	1 指定都市あたり 5,842千円
	1 特別区・中核市あたり	3,683千円	1 市町村あたり 2,080千円

(2) 広報啓発活動支援

【実施主体】	都道府県、市区町村	【補助率】	国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】	1 都道府県あたり	4,502千円	1 指定都市あたり 4,090千円
	1 特別区・中核市あたり	3,849千円	1 市町村あたり 2,107千円

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援(モデル事業)

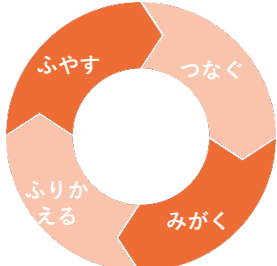
【実施主体】	都道府県、市区町村、民間団体(全国展開しているオンラインの居場所に限る)
【補助率】	国 10/10
【補助基準額】	1 団体あたり 5,000千円(上限) ※同一団体の同一事業は採択しない。

(4) 児童館等を活用した地域課題解決モデル事業

【実施主体】	都道府県、市町村
【補助率】	国 10/10
【補助基準額】	1 自治体あたり 5,000千円



こどもの居場所づくりに関する指針（概要）

概要	こども食堂や学習支援など、様々なこどもの居場所づくりの取り組みがされているなか、こうした取り組みを推進する観点から、こどもの居場所づくりについて国としての考え方を示すもの。
背景	地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、 地域の中でこどもが育つことが困難 になっており、また児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、 こどもを取り巻く環境の厳しさ が増している。さらに、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、 居場所への多様なニーズ が生まれている。こうしたなか、様々な地域で多様な形態による居場所づくりが実践されており、 国としても一定の考え方を示すことが求められている 。
理念	全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長していけるよう、「 こどもまんなか 」の居場所づくりを実現する。
こどもの居場所・居場所づくりとは	<ul style="list-style-type: none">居場所とは、こども・若者本人が決めるものである。こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。また、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、居場所づくりとは、第三者が中心となって行うものであるため、両者には隔たりが生じ得る。こうした隔たりを乗り越えるため、こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくりを進める必要がある。
こどもの居場所づくり推進の視点	 <p>こどもの居場所づくりを推進するに当たり基本的な4つの視点として整理</p> <ol style="list-style-type: none">①「ふやす」～多様なこどもの居場所がつけられる②「つなぐ」～こどもが居場所につながる③「みかく」～こどもにとって、より良い居場所となる④「ふりかえる」～こどもの居場所づくりを検証する
役割責務等	こどもの居場所づくりに関係する地方公共団体や国、民間団体・機関、学校、企業等含め 全ての者が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要 である。

(参考資料)

こどもホスピスの支援

事業の目的

〈こども政策推進事業費補助金〉令和7年度補正予算 3億円

- LTC（※1）にあるこどものような、重い病気のこどもであっても、体験や成長発達の機会が保障され、家族を含め孤立せずに行われる地域を作ることを目指し、様々な立場の専門家や支援者との顔の見える関係が地域で構築されるよう、「こどもホスピス」（※2）を地域で支援するためのモデル事業を実施する。
- 都道府県等が、医療機関、NPO法人等の民間団体と連携し、地域の実態や課題を協議、支援するモデルの構築を図るとともに、管内におけるLTCのこどもといった、重い病気のこどもの実態把握や、「地域型こどもホスピス」（※3）による支援について、モデル的に補助を行う。

※1 LTC (Life-Threatening Conditions : 生命を脅かされる状態) にあるこども。

※2 重い病気を抱えるこどもが「生きる」を実感できるための体験に繋がる取組の総称。令和5年度調査研究をふまえ、主たる収入源に着目し「医療型」「福祉型」「地域型」の3類型に整理。こどもホスピスへの補助の在り方については、本事業の実施状況や、調査研究における実態把握等を進めながら検討する。

※3 寄付や助成金等を主たる財源とする「地域型」については、安定的な収入確保が担保されていないため公的支援を求める声が特に強い。

事業の概要

(1) 関係者による協議会等の開催<必須>

医療・教育・福祉等の関係機関、こどもホスピス等との連携・支援の方策の検討や、LTCのこどもの実態把握等について、協議会等を開催して検討することへの財政支援を行う。◆協議会等の開催を前提に実態調査を先行実施する場合は、協議会等の開催を行わない場合であっても、(2)において本モデル事業の申請を可とする。

(2) 管内のLTCにあるこどもの実態調査の実施<加算>

管内のLTCのこどもの実数や概数等の実態把握の調査実施の取組に対して財政支援を行う。

(3) こどもホスピス推進のための普及啓発の取組支援<加算>

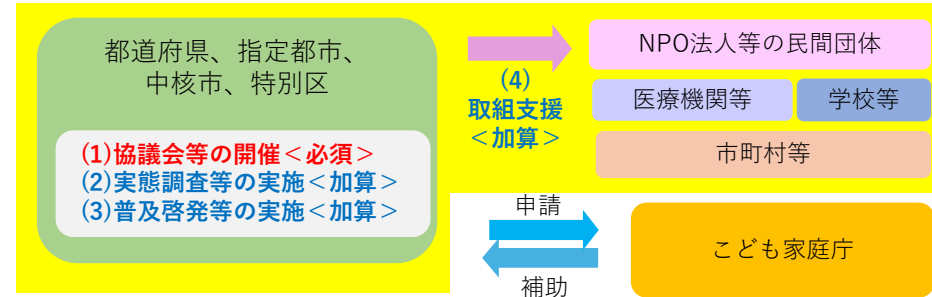
LTCにあるこどもや家族へ効果的に情報や支援を届けるために、関係機関や民間団体等間の交流機会の創出、こどものアドボカシーの推進等の普及啓発の取組に対して財政支援を行う。

(4) 地域型こどもホスピスの取組支援<加算>

LTCにあるこどもの遊びの支援、学びの支援、こども同士の交流、生活全般の支援、及びきょうだい児支援、グリーフ・ケアなどの家族支援等のプログラムを実施する民間団体等（地域型こどもホスピス）と連携、LTCのこどもや家族支援を実施する場合に財政支援を行う。

◆協議会の開催を前提に先行実施できる事業は、(2)のみであり、(3)、(4)は先行実施対象外。

【連携による支援モデル形成のイメージ図】



※ 必須(1)に加え、(2)または(3)(4)のみならず、(2)~(4)を加えた取組に対する補助も可能
 ※ (4)は、地域の実情等に応じたプログラムや方法を組み合わせ実施されるもの。民間団体等が支援するLTCにあるこどもについては、診断書等の確認や判断が得られないものも含む

【地域型こどもホスピスの活動形態】

- ・拠点支援型 : 施設等で実施されるもの、デイユース、宿泊等は問わない
- ・訪問支援型 : 家庭や医療機関等への訪問等、提供場所を特定せず実施されるもの
- ・遠隔支援型 : 家庭や医療機関等においてICT等を活用、遠隔で実施されるもの
- ・複合支援型 : 拠点型、訪問型、遠隔型を組み合わせ実施されるもの

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、特別区 【補助率】 国 10/10

【補助基準額】 1自治体当たり

(1) 1,992千円 (2) 5,310千円 (3) 4,516千円 (4) 9,613千円

(参考資料)

児童手当

令和8年度予算案 2兆973億円 (2兆1,666億円)

事業の目的

- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

事業の概要

- 「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)に基づき、児童手当の抜本的拡充(①~④)を令和6年10月から実施することとし、これらの抜本的拡充のため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により児童手当法を改正した。

- ①所得制限の撤廃 ②高校生年代までの支給期間の延長 ③多子加算について第3子以降3万円とする(※)
- ④支払月を年3回から隔月(偶数月)の年6回とする

※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

実施主体等

支給対象	高校生年代までの国内に住所を有する児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)		所得制限	所得制限なし				
手当月額	【3歳未満】 (出生日の属する月の翌月から3歳の誕生日の属する月まで) 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 【3歳～高校生年代】 (3歳の誕生日の属する月の翌月から18歳到達後の最初の年度末まで) 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円	受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監護生計要件を満たす父母等 ・ 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等 					
		実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施					
		支払期月	6回(偶数月) (各前月までの2カ月分を支払)					
費用負担	被用者		非被用者			公務員		
	3歳未満	支援納付金 3/5	事業主 2/5	支援納付金 3/5	国 4/15	地方 2/15	所属庁 10/10	
		3歳以降	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9

(参考資料)

物価高対応子育て応援手当

物価高対応子育て応援手当

事業の目的

物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、我が国のこどもたちの健やかな成長を応援する観点から、物価高対応子育て応援手当を支給する。

支給対象者

児童手当支給対象児童（令和7年9月30日時点）を養育する父母等（対象児童数 約1,780万人）
※対象児童には、令和7年10月1日以降令和8年3月31日までに生まれる新生児も含む

給付額

こども一人当たり 一律 **2万円**

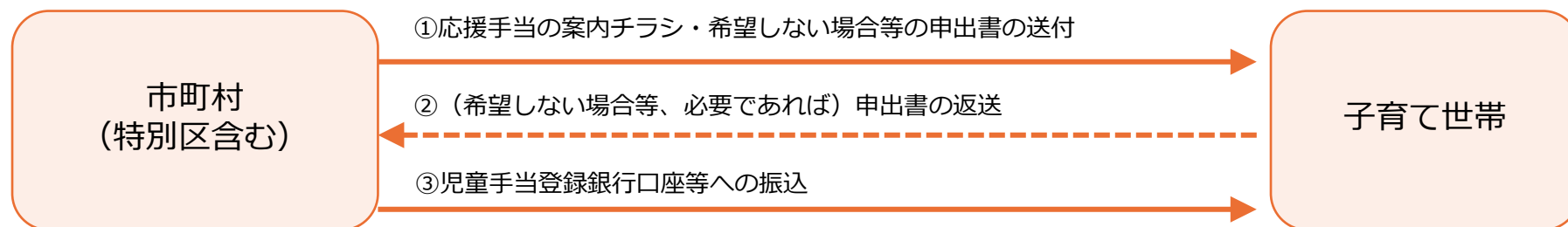
予算額

3,677億円（給付費：3,566億円、事務費：111億円）

実施主体

令和7年9月30日時点での児童手当受給者（主たる生計維持者）の住所地市町村（特別区を含む）

事業スキーム（「プッシュ型」で支給）



・高校生年代まで：原則「プッシュ型」で支給。

※公務員については市町村が必要なデータを把握していれば、「プッシュ型」支給が可能。（それ以外の者については要申請）

・新生児：出生届・児童手当認定請求等と併せて要申請が原則。ただし、児童手当認定請求済み者は「プッシュ型」支給が可能。